

障害福祉サービス事業者自主点検表(令和 7 年度版)

【☐居宅介護・☐重度訪問介護・☐同行援護・☐行動援護】

※↑該当のサービスに☑又は■としてください。

事業所番号			
事業所の名称			
事業所の所在地	〒川越市		
電話番号		e-mail	
開設法人の名称			
開設法人の代表者名			
管理者名			
記入者名		記入年月日	

川越市福祉部指導監査課

TEL 049(224)6237 e-mail:shidokansa★city.kawagoe.lg.jp

(@部分を「★」と表示しています。メールをする際は「★」を「@」に置き換えてください。)

自主点検表の作成について

1 趣旨

利用者に適切な障害福祉サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準が守られているか常に確認することが必要です。

そこで市では、障害福祉サービス事業者ごとに、法令、関係通知等を基に、自主点検表を作成し、運営上の必要な事項について、自主点検をお願いし、市が行う事業者指導と有機的な連携を図ることとしました。

2 実施方法

- (1) 毎年定期的に実施するとともに、事業所への運営指導が行われるときは、他の関係書類とともに、市へ提出してください。なお、この場合、控えを必ず保管してください。
- (2) 複数の職員で検討のうえ点検してください。
- (3) 点検結果については、実施後3年間の保管をお願いします。
- (4) 「はい・いいえ」等の判定については、該当する項目に✓、■とするか、○で囲ってください。
- (5) 判定について該当する項目がないときは、選択肢に二重線を引き、「事例なし」又は「該当なし」と記入してください。
- (6) 居宅介護の他に重度訪問介護、同行援護及び行動援護の指定を併せて受け、サービスを行っている場合は、該当する項目も点検してください。

法令等（根拠法令の欄は、次を参照してください）

略 称	名称
法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年 11 月 7 日法律第 123 号）
施行規則	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年 2 月 28 日厚生労働省令第 19 号）
平 24 条例 38	川越市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年 12 月 21 日条例第 38 号）
平 25 規則 26	川越市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成 25 年 3 月 29 日規則第 26 号）
基準解釈通知	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
障害者虐待防止法	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年 6 月 24 日法律第 79 号）
平 18 厚労告 538	指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 538 号）
平 18 厚労告 523	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 523 号）
報酬留意事項通知	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
平 18 厚労告 546	こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める要件並びに厚生労働大臣が定める要件（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 546 号）
平 18 厚労告 543	こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 543 号）
平 18 厚労告 548	こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 548 号）

障害福祉サービス事業者自主点検表【居宅介護・重度居宅介護・同行援護・行動援護】 目次

第1	指定障害福祉サービス事業者の一般原則	1
第2	居宅介護（基本方針、人員・設備・運営に関する基準）	2
第3	重度訪問介護、同行援護、行動援護（基本方針、人員・設備・運営に関する基準）	31
第4	共生型障害福祉サービスに関する基準	36
第5	介護給付費の算定及び取扱い	37
第6	その他	67

自主点検表【居宅介護等】

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
第1 障害福祉サービス事業者の一般原則			
一般原則	(1) 障害福祉サービス事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供していますか。	☐ はい ☐ いいえ	平25規則26第3条第1項
	(2) 障害福祉サービス事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に利用者又は障害児の保護者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。	☐ はい ☐ いいえ	平25規則26第3条第2項
	(3) 障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。	☐ はい ☐ いいえ	平25規則26第3条第3項
	(4) 事業所の従業員は障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めていますか。	☐ はい ☐ いいえ	障害者虐待防止法第6条
	※ 「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいいます。 ① 身体的虐待：障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。 ② 性的虐待：障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。 ③ 心理的虐待：障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 ④ 放棄・放置：障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。 ⑤ 経済的虐待：障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。		障害者虐待防止法第2条

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
第２－１ 基本方針（居宅介護）			
基本方針	居宅介護サービスは、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとなっていますか。	□はい □いいえ	平25規則26第4条第1項
第２－２ 人員に関する基準（居宅介護）			
用語の定義	※ 「常勤換算方法」 指定障害福祉サービス事業所等の従業者の勤務延べ時間数を当該指定障害福祉サービス事業所等において常勤の従業者が勤務すべき時間数（１週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、当該指定障害福祉サービス事業所等の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものです。この場合の勤務延べ時間数は、当該指定障害福祉サービス事業所等の指定等に係る事業のサービスのサービスに従事する勤務時間の延べ数です。 ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条第1項に規定する措置(以下「母性健康管理措置」という。)又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。)第23条第1項、同条第3項若しくは同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置若しくは厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける所定労働時間の短縮措置(以下「育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置」という。)が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能です。 ※ 「勤務延べ時間数」 勤務表上、障害福祉サービス等の提供に従事する時間として明確に位置づけられている時間又は当該障害福祉サービス等の提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置づけられている時間の合計数。なお、従業者１人につき、勤務延べ時間数に算入することができる時間数は、当該障害福祉サービス事業所等において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とします。 ※ 「常勤」 障害福祉サービス事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（１週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする）に達していることをいうものです。ただし、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている従業者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことが可能です。 当該事業所に併設される事業所(同一敷地内に所在する又は道路を隔てて隣接する事業所をいう。ただし、		基準解釈通知第2の2の(1) 基準解釈通知第2の2の(3)

自主点検表【居宅介護等】

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	管理者について、管理上支障がない場合は、その他の事業所を含む。)の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとします。 例えば、一の事業者によって行われる居宅介護事業所と就労継続支援 B 型事業所が併設されている場合、当該居宅介護事業所の管理者と当該就労継続支援 B 型事業所の管理者を兼務している者は、これらの勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすことになります。 また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 65 条に規定する休業（以下「産前産後休業」という。）、母性健康管理措置、育児・介護休業法第 2 条第 1 号に規定する育児休業（以下「育児休業」という。）、同条第 2 号に規定する介護休業（以下「介護休業」という。）、同法第 23 条第 2 項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第 24 条第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。）の規定により同項第 2 号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業（以下「育児休業に準ずる休業」という。）を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能です。 ※ 「専ら従事する」「専ら提供に当たる」「専従」 原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものです。この場合のサービス提供時間帯とは、従業者の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問いません。		基準解釈通知第 2 の 2 の(4)
基本的事項 (労働時間の管理)	従業員の労働時間(始業・終業時刻)を、以下のいずれかの方法により適正に把握していますか。 ① 使用者が、自ら現認することにより確認し、適正に記録 ② タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録 ※①、②によらず、自己申告制により労働時間を把握せざるを得ない場合は「労働時間の適正な把握のための使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」4(3)に定める措置を講じる必要があります。 ※ 労働時間の記録（出勤簿、タイムカード等）は、5 年間保存しなければなりません。	☐はい ☐いいえ	労働時間の適正な把握のための使用者が講ずべき措置に関するガイドライン（平成 29 年 1 月 20 日付け基発 0120 第 3 号） 労働安全衛生規則 第 52 条の 7 の 3 第 1 項 労働安全衛生規則 第 52 条の 7 の 3 第 2 項
1 従業者	(1) 事業所ごとに置くべき従業者の員数は、常勤換算方法で、2.5 人以上配置していますか。	☐はい ☐いいえ	平 24 条例 38 第 3 条第 1 項 基準解釈通知

自主点検表【居宅介護等】

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	※ 勤務日及び勤務時間が不規則な従業者（登録居宅介護等従業者）についての勤務延べ時間数の算定は次のとおりの取扱いとします。 ① 前年度の週当たりの平均稼働時間（サービス提供時間及び移動時間をいう。）とすること。 ② サービス提供の実績がない事業所等については、確実に稼働できる時間として勤務表に明記された時間のみを勤務延べ時間数に算入すること。 ※ 常勤換算方法する際の勤務延べ時間数には、居宅介護だけでなく、介護保険法に基づく訪問介護及び第一号訪問事業（以下「訪問介護等」という。）の従事時間数を含みます（生活サポート事業及び移動支援事業の従事時間は含みません。）		第3の1の(1)の②
	(2) 従業者は、次のいずれかに定める者ですか。 ① 介護福祉士 ② 実務者研修修了者 ③ 居宅介護職員初任者研修課程修了者 ④ 障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者 ⑤ 重度訪問介護従業者養成研修課程修了者 ⑥ 介護職員初任者研修課程修了者 ⑦ 生活援助従事者研修課程修了者(家事援助中心型、通院等介助(身体介護を伴わない場合)のみ) ⑧ 日常生活支援養成研修修了者 ※④⑤⑧については、減算等の対象となります。 ※ 「居宅介護職員初任者研修等について」（平成19年1月30日厚生労働省社会援護局保健福祉部長通知）第2の1(2)(3)(5) ・ ③として取り扱うもの ・ 居宅介護従業者養成研修1、2級課程修了者 ・ 看護師等の資格を有する者 ・ ④として取り扱うもの ・ 居宅介護従業者養成研修3級課程修了者	☐はい ☐いいえ	平18厚労告538 第1条
2 サービス提供責任者	(1) 常勤の従業者であって専ら居宅介護の職務に従事するもののうち、事業の規模に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としていますか。	☐はい ☐いいえ	平24条例38第3条第2項

自主点検表【居宅介護等】

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等															
	(2) 事業の規模に応じて、次のいずれかに該当する員数のサービス提供責任者を配置していますか。 a 当該事業所の月間の延べサービス提供時間数（事業所における待機時間や移動時間を除く。）が 450 時間又はその端数を増すごとに 1 人以上 b 当該事業所の従業者の数が 10 人又はその端数を増すごとに 1 人以上 c 当該事業所の利用者の数が 40 人又はその端数を増すごとに 1 人以上 d c の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を 3 人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を 1 人以上配置している事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、利用者の数が 50 人又はその端数を増すごとに 1 人以上 この場合次の点に留意する必要があります。 ・「サービス提供責任者の業務に主として従事する者」とは、サービス提供責任者である者が当該事業所の居宅介護従業者として行ったサービス提供時間（事業所における待機時間や移動時間を除く。）が、1 月あたり 30 時間以内であること。 ・「サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている」場合とは、基準においてサービス提供責任者が行う業務として規定されているものについて、省力化・効率化が図られていることが必要であり、例えば、以下のような取組が行われていることをいうものである。 ・居宅介護従業者の勤務調整（シフト管理）について、業務支援ソフトなどの活用により、迅速な調整を可能としていること ・利用者情報（居宅介護計画やサービス提供記録等）について、タブレット端末やネットワークシステム等の IT 機器・技術の活用により、職員間で円滑に情報共有することを可能としていること ・利用者に対して複数のサービス提供責任者が共同して対応する体制（主担当や副担当を定めている等）を構築する等により、サービス提供責任者業務の中で生じる課題に対しチームとして対応することや、当該サービス提供責任者が不在時に別のサービス提供責任者が補完することを可能としていること この場合において、常勤換算方法を採用する事業所で必要となるサービス提供責任者については、※ 2 の取扱いに関わらず、次の表に示すサービス提供責任者数を配置するものとします。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用者の数</th><th>上記(2)の d に基づき置かなければならない常勤のサービス提供責任者数</th><th>常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50 人以下</td><td>3</td><td>3</td></tr> <tr> <td>51 人以上100 人以下</td><td>3</td><td>3</td></tr> <tr> <td>101 人以上150 人以下</td><td>3</td><td>3</td></tr> <tr> <td>151 人以上200 人以下</td><td>4</td><td>3</td></tr> </tbody> </table>	利用者の数	上記(2)の d に基づき置かなければならない常勤のサービス提供責任者数	常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者	50 人以下	3	3	51 人以上100 人以下	3	3	101 人以上150 人以下	3	3	151 人以上200 人以下	4	3	☐ はい ☐ いいえ	基準解釈通知第 3 の 1 の(2)の① 基準解釈通知別表 5
利用者の数	上記(2)の d に基づき置かなければならない常勤のサービス提供責任者数	常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者																
50 人以下	3	3																
51 人以上100 人以下	3	3																
101 人以上150 人以下	3	3																
151 人以上200 人以下	4	3																

自主点検表【居宅介護等】

自主点検項目	自主点検のポイント				自主点検結果	根拠法令等
		201 人以上250 人以下	5	4		
		251 人以上300 人以下	6	4		
		301 人以上350 人以下	7	5		
		351 人以上400 人以下	8	6		
		401 人以上450 人以下	9	6		
		451 人以上500 人以下	10	7		
		501 人以上550 人以下	11	8		
		551 人以上600 人以下	12	8		
		601 人以上650 人以下	13	9		
	※1 サービス提供責任者の具体的取扱は、次のとおりとします。 ア 管理者がサービス提供責任者を兼務することは差し支えありません。 イ 事業の規模については、前3月の平均値を用います。この場合、前3月の平均値は、歴月ごとの数を合算し、3で除した数とします。なお、新たに事業を開始し、又は再開した事業所については、適切な方法により推定するものとします。 ウ 通院等乗降介助に該当するもののみを利用した者の当該月における利用者の数については、0.1人として計算します。 エ ①サービス提供時間、②従業者数、③利用者数には、各々、移動支援のサービス提供時間、従業者、利用者を合算します（生活サポートの提供時間は含みません）。 オ サービス提供責任者は移動支援に兼務で従事できます（生活サポートには従事できません）。 カ 事業の規模によっては、常勤換算方法によることができます。					
	※2 事業の規模に応じて常勤換算方法によることができるとされましたが、その具体的取扱は次のとおりです。なお、非常勤のサービス提供責任者については、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32 時間を下回る場合は 32 時間とする）の 2 分の 1 以上に達している者でなければなりません。 ア 1 人を超えるサービス提供責任者を配置しなければならない事業所については、常勤換算方法とすることができます。この場合において、配置すべきサービス提供責任者の員数は、常勤換算方法で次の(ア)～(ウ)以上とする。 (ア) 当該事業所の月間の延べサービス提供時間を 450 で除して得られた数（小数点第 1 位に切り上げた数） (イ) 当該事業所の従業者の数を 10 で除して得られた数 (ウ) 当該事業所の利用者の数を 40 で除して得られた数（小数点第 1 位に切り上げた数） イ アに基づき、常勤換算方法によることとする事業所については、必要とされるサービス提供責任者数から 1 を減じて得られた数以上の常勤のサービス提供責任者を配置してください。					基準解釈通知第 3 の 1 の(2)の①

自主点検表【居宅介護等】

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	ウ 6人以上のサービス提供責任者を配置しなければならない事業所であって、常勤換算方法によることとする事業所については、必要とされるサービス提供責任者数の3分の2（1の位に切り上げた数）以上の常勤のサービス提供責任者を配置してください。 ※3 介護保険法による訪問介護等の事業を同一の事業所において併せて行う場合のサービス提供責任者の員数は、次のいずれかに該当する員数を配置します。 ① 訪問介護等及び居宅介護の利用者数の合計数に応じて必要とされる員数以上 ② 訪問介護等と居宅介護のそれぞれの基準により必要とされる員数以上		基準解釈通知第3の1の(8)の②
	(3) サービス提供責任者については、従事者のうち、次のいずれかに該当するものから選任していますか。 ① 介護福祉士 ② 実務者研修修了者 ③ 介護職員基礎研修課程を修了した者 ④ 居宅介護従業者養成研修1級課程修了者 ※なお、看護師等の資格を有する者については、1級課程の全科目を免除することが可能とされていたことから、1級課程を修了したものとして取り扱って差し支えありません。	☐はい ☐いいえ	基準解釈通知第3の1の(2)の②
3 管理者	事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。 ※ 次の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができます。なお、管理者は、従業者である必要はありません。 ① 当該事業所の従業者としての職務に従事する場合 ② 同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該指定居宅介護事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握し、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を支障なく行うことができ、また、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合（この場合の他の事業所又は施設等の事業の内容は問いませんが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される指定障害者支援施設等において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合（指定障害者支援施設等における勤務時間が極めて限られている場合を除く。）、事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに利用者へのサービス提供の現場に駆け付けることができない体制となっている場合などは、管理業務に支障があると考えられます。）	☐はい ☐いいえ	平24条例38第4条 基準解釈通知第3の1の(3)

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
第2-3 設備に関する基準（居宅介護）			
設備及び備品等	(1) 事業の運営を行うために必要な広さの専用の区画を設けていますか。 ※ 当該事業所で他の事業を行う場合、業務に支障がないときは居宅介護の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとします。	☐ はい ☐ いいえ	平25規則26第5条第1項 基準解釈通知第3の2の(1)
	(2) 事務室又は区画については、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保していますか。	☐ はい ☐ いいえ	基準解釈通知第3の2の(2)
	(3) サービスの提供に必要な設備及び備品等を確保し、特に、手指を洗浄するための設備等、感染症予防に必要な設備等に配慮していますか。 ※ それぞれの事業の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所又は施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができます。	☐ はい ☐ いいえ	基準解釈通知第3の2の(3)

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
第2-4 運営に関する基準（居宅介護）			
1 内容及び手続の説明及び同意	(1) 利用の申込みがあった際は、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項について、利用者の障害の特性に応じ、適切に配慮されたわかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、サービスの提供を受けることにつき、当該利用申込者の同意を得ていますか。	☐ はい ☐ いいえ	平24条例38第6条第1項 基準解釈通知第3の3の(1) 基準解釈通知第3の3の(20)①
	※ サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の内容は、以下のとおりです。 ① 運営規程の概要 ② 従業者の勤務の体制 ③ 事故発生時の対応 ④ 苦情処理の体制 ⑤ 提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況） 等		
	※ 同意は、利用者及び居宅介護事業者双方の保護の立場から、書面によって確認することが望ましいです。 ※ ②について、従業者の員数は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、基準第5条において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えありません。		
	(2) 利用契約をしたときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき書面（利用契約書等）を交付していますか。	☐ はい ☐ いいえ	平24条例38第6条第2項 基準解釈通知第3の3の(1)
	※ 利用契約書には、次の事項を記載してください。 ① 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地 ② 当該事業の経営者が提供するサービスの内容 ③ 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 ④ サービスの提供開始年月日 ⑤ サービスに係る苦情を受け付けるための窓口		
2 契約支給量の報告等	(1) サービス提供に当たり、次の受給者記載事項を利用者の受給者証に記載していますか。 ① 事業者名及び事業所名 ② サービスの内容 ③ 事業者が利用者に提供する月当たりのサービスの提供量（契約支給量） ④ 契約日 等	☐ はい ☐ いいえ	平25規則26第6条第1項 基準解釈通知第3の3の(2)の①
	※ サービスの提供が終了した場合にはその年月日を、月途中で終了した場合には当該月で既に提供したサービスの量を記載してください。		

自主点検表【居宅介護等】

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	なお、受給者証のコピーを保管してください。		
	(2) 契約支給量の総量は、当該利用者の支給量を超えていませんか。	☐ はい ☐ いいえ	平 25 規則 26 第 6 条第 2 項
	(3) 利用契約をしたときは、受給者記載事項その他必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告していますか。	☐ はい ☐ いいえ	平 25 規則 26 第 6 条第 3 項
	(4) 受給者証記載事項に変更があった場合に、(1)から(3)に準じて取り扱っていますか。	☐ はい ☐ いいえ	平 25 規則 26 第 6 条第 4 項
3 提供拒否の禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。 ※ サービスの提供を拒むことのできる場合の正当な理由とは、次の場合です。 ① 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合 ② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ③ 当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合 ④ 入院治療が必要な場合 ※ 特に、障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否してはいけません。	☐ はい ☐ いいえ	平 24 条例 38 第 7 条 基 準 解 釈 通 知 第 3 の 3 の (3)
4 連絡調整に対する協力	サービス利用について、市町村又は相談支援事業者が行う連絡調整に、できる限り協力していますか。	☐ はい ☐ いいえ	平 25 規則 26 第 7 条
5 サービス提供困難時の対応	通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の居宅介護事業者等の紹介その他必要な措置を速やかに講じていますか。	☐ はい ☐ いいえ	平 25 規則 26 第 8 条
6 受給資格の確認	サービスの提供に当たり、受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめていますか。	☐ はい ☐ いいえ	平 25 規則 26 第 9 条
7 介護給付費等の支給の申請に係る援助	(1) 支給決定を受けていない者から利用申込みがあった場合は、速やかに介護給付費の申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 (2) 支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、支給決定に通常要する期間を考慮し、申請勧奨等の必要な援助を行っていますか。	☐ はい ☐ いいえ	平 25 規則 26 第 10 条第 1 項 平 25 規則 26 第 10 条第 2 項

自主点検表【居宅介護等】

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
8 心身の状況等の把握	サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。	☐ はい ☐ いいえ	平 25 規則 26 第 11 条
9 障害福祉サービス事業者等との連携	(1) サービスの提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	☐ はい ☐ いいえ	平 25 規則 26 第 12 条第 1 項
	(2) サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対し適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	☐ はい ☐ いいえ	平 25 規則 26 第 12 条第 2 項
10 身分を証する書類の携行	従業者に身分を証する書類（身分を明らかにする証書や名札等）を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。 ※ 証書等には、当該居宅介護事業所の名称、当該従業者の氏名を記載するものとし、当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましいです。	☐ はい ☐ いいえ	平 25 規則 26 第 13 条 基準解釈通知第 3 の 3 の(8)
11 サービスの提供の記録	(1) サービスを提供した際には、サービスの提供日及び内容その他必要な事項を、サービスの提供の都度記録していますか。 ※ 記載すべき必要事項には、次にあげるものが考えられます。 ① サービスの提供日 ② 提供したサービスの具体的内容（例えば身体介護と家事援助の別等） ③ 実績時間数 ④ 利用者負担額等の利用者へ伝達すべき事項	☐ はい ☐ いいえ	平 25 規則 26 第 14 条第 1 項 基準解釈通知第 3 の 3 の(9)の①
	(2) (1)のサービス提供の記録に際しては、利用者等からサービスを提供したことについて確認を受けていますか。 ※ 提供した具体的なサービスの内容等の記録は 5 年間保存しなければなりません。	☐ はい ☐ いいえ	平 25 規則 26 第 14 条第 2 項
	(1) 利用者負担額以外に利用者から金銭の支払いを求める場合、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、利用者に支払いを求めることが適当であるものに限定されていますか。 ※ あいまいな名目による不適切な費用の徴収を行うことはできません。	☐ はい ☐ いいえ	平 25 規則 26 第 15 条第 1 項 基準解釈通知第 3 の 3 の(10)
12 利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	(2) 金銭の支払いを求める際は、当該金銭の使途及び額並びに利用者に金銭の支払いを求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者に対し説明を行い、その同意を得ていますか。 ※ 利用者負担額等はこの限りではありません。	☐ はい ☐ いいえ	平 25 規則 26 第 15 条第 2 項

自主点検表【居宅介護等】

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
13 利用料等の受領	(1) 法定代理受領サービスとしてサービスを提供した際には、その利用者から利用者負担額の支払いを受けていますか。	☐ はい ☐ いいえ	平 25 規則 26 第 16 条第 1 項
	(2) 法定代理受領を行わないサービスを提供した際には、その利用者から当該サービスに係る障害福祉サービス等費用基準額の支払いを受けていますか。	☐ はい ☐ いいえ	平 25 規則 26 第 16 条第 2 項
	(3) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域においてサービスを提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができますが、その受領は適切に行っていますか。	☐ はい ☐ いいえ	平 25 規則 26 第 16 条第 3 項
	※ 当該費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得なければなりません。	☐ はい ☐ いいえ	平 25 規則 26 第 16 条第 5 項
	(4) (1)～(3)の費用の額の支払いを受けた場合は、利用者に対し、領収書を交付していますか。	☐ はい ☐ いいえ	平 25 規則 26 第 16 条第 4 項
14 利用者負担額に係る管理	(1) 他事業所の利用負担額も含め、利用負担額の管理（上限額管理）を行っている場合、サービス費及び利用者負担合計額の算定は適正ですか。	☐ はい ☐ いいえ	平 25 規則 26 第 17 条
	(2) 上限額管理を行う事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び他事業者に通知していますか。	☐ はい ☐ いいえ	平 25 規則 26 第 17 条
15 介護給付費の額に係る通知等	(1) 法定代理受領により市町村から介護給付費の支給を受けた場合は、利用者に対しその介護給付費の額を通知していますか。	☐ はい ☐ いいえ	平 25 規則 26 第 18 条第 1 項
	※ 通知には、通知の日、サービス利用月（必要に応じて利用の内訳）、介護給付費の支給を受けた日、介護給付費の額等を記載してください。		
	(2) 利用者から法定代理受領を行わないサービスの費用を受領した場合、サービスの内容、費用の額その他利用者が市町村に介護給付費の請求をする上で必要な事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付していますか。	☐ はい ☐ いいえ	平 25 規則 26 第 18 条第 2 項
16 指定居宅介護の基本取扱方針	(1) 居宅介護は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されていますか。	☐ はい ☐ いいえ	平 25 規則 26 第 19 条第 1 項
	(2) 自ら提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	☐ はい ☐ いいえ	平 25 規則 26 第 19 条第 2 項

自主点検表【居宅介護等】

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	※ 提供されたサービスについては、目標の達成の度合いや利用者の満足等について常に評価を行うとともに、居宅介護計画の見直しを行うなど、その改善を図ってください。		基準解釈通知第3の3の(14)
17 指定居宅介護の具体的な取扱い方針	(1) サービスの提供に当たっては、居宅介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行っていますか。	☐ はい ☐ いいえ	平 25 規則 26 第 20 条第 1 号
	(2) サービスの提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮していますか。	☐ はい ☐ いいえ	平 25 規則 26 第 20 条第 2 号
	(3) サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行っていますか。	☐ はい ☐ いいえ	平 25 規則 26 第 20 条第 3 号
	(4) サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っていますか。	☐ はい ☐ いいえ	平 25 規則 26 第 20 条第 4 号
	※ 「障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドラインについて」（平成 29 年 3 月 31 日付け障発 0331 第 15 号。以下、「意思決定支援ガイドライン」という。）を踏まえて、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、意思決定支援ガイドラインに掲げる次の基本原則に十分に留意しつつ、利用者の意思決定の支援に配慮してください。 ア 本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行う。 イ 職員等の価値観においては不合理と思われる決定でも、他者への権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重するように努める姿勢が求められる。 ウ 本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まって、様々な情報を把握し、根拠を明確にしながら意思及び選好を推定する。 ※ ウについては、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス提供責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべきものです。 なお、把握した本人の意向については、サービス提供記録や面談記録等に記録するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保について、人員体制の見直し等を含め必要な検討を行った結果、人員体制の確保等の観点から十分に対応することが難しい場合には、その旨を利用者に対して丁寧に説明を行い、理解を得るよう努めてください。 ※常に新しい技術を習得する等の研鑽を行ってください。		基準解釈通知第3の3の(15)

自主点検表【居宅介護等】

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	(5) 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行っていますか。	☐ はい ☐ いいえ	平 25 規則 26 第 20 条第 5 号
18 居宅介護計画の作成	(1) サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成していますか。 ※ サービス提供責任者は、特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画を踏まえて、当該居宅介護支援事業者以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含め、居宅介護計画の原案を作成してください。 ※ 居宅介護計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、サービスの提供によって解決すべき課題を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にしてください。アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければなりません。 ※ 居宅介護計画には、次の内容を明らかにしてください。 ① 援助の方向性や目標 ② 担当する従業者の氏名 ③ サービスの具体的内容 ④ 所要時間 ⑤ 日程 等	☐ はい ☐ いいえ	平 25 規則 26 第 21 条第 1 項 基準解釈通知第 3 の 3 の(16)の②
	(2) サービス提供責任者は、居宅介護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を交付していますか。 ※ サービスの実施状況や評価についても説明を行ってください。 また、作成した居宅介護計画は、遅滞なく利用者及びその同居の家族並びに利用者に対して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を行う相談支援事業者に交付してください。なお、サービス提供責任者は、サービス等利用計画を踏まえた居宅介護計画の作成等を可能とするため、当該相談支援事業者が実施するサービス担当者会議に参加し、利用者に係る必要な情報を共有する等により相互連携を図ってください。	☐ はい ☐ いいえ	平 25 規則 26 第 21 条第 2 項 基準解釈通知第 3 の 3 の(16)の①、③
	(3) サービス提供責任者は、居宅介護計画の作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行っていますか。	☐ はい ☐ いいえ	平 25 規則 26 第 21 条第 3 項
	(4) (1)及び(2)の規定は、居宅介護計画の変更についても準用していますか。	☐ はい ☐ いいえ	平 25 規則 26 第 21 条第 4 項

自主点検表【居宅介護等】

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	(5) サービス提供責任者は、他の従業者の行うサービスが、当該居宅介護計画に沿って実施されているかについて把握するとともに、助言、指導等必要な管理を行っていますか。なお、モニタリングに際しても相談支援事業者との相互連携を図ることが求められるものであり、モニタリング結果を相互に交付すること、サービス担当者会議に出席する等の方法により連携強化を図ってください。	☐ はい ☐ いいえ	基盤解釈通知3の3の(16)の④
19 従業者による喀痰吸引等について	(1) 介護職員等がたんの吸引等を実施していますか。(以下「はい」の場合のみ点検してください)。	☐ はい ☐ いいえ	社会福祉士及び介護福祉士法第48条の2、3
	(2) 介護職員等がたんの吸引等を行う場合は、「認定特定行為業務従事者」として認定された者に行わせていますか	☐ はい ☐ いいえ	「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律等の施行について(平成24年3月2日老発0302第4)」第5の2の1
	(3) 認定特定行為従事者は何人いますか。	人	
	(4) 認定特定行為業務従事者にたん吸引等を行わせている場合、事業所を「登録特定行為事業者」として県に登録していますか。(看護師等が行う場合であっても事業所の登録が必要です。)	☐ はい ☐ いいえ	
	(5) 登録特定行為事業者として実施するたん吸引等の特定行為は、認定特定行為業務従事者の行える行為の範囲で登録していますか(登録している行為を✓してください)。 (たん吸引) ☐ 口腔内 ☐ 鼻腔内 ☐ 気管カニューレ内 (経管栄養) ☐ 胃ろう又は腸ろう ☐ 経鼻経管栄養	☐ はい ☐ いいえ	
	(6) たん吸引等の業務について、次のとおり実施していますか。 ① 介護職員等が行うたんの吸引等の実施に際し、医師から文書による指示を受けている。 ② 対象者の希望や医師の指示、心身の状況等を踏まえて、医師又は看護職員との連携の下に、実施計画書を作成している。 ③ 対象者及びその家族に対して、実施計画書等を示して、介護職員等がたん吸引等を実施することを説明し、文書による同意を得ている。 ④ 実施した結果について、結果報告書の作成、看護師・医師への報告、安全委員会への報告を行っている。 ⑤ たん吸引等の実施に関する安全委員会を定期的に開催している。 ⑥ たん吸引等の実施に関する業務方法書等を備え、介護職員・看護職員等の関係する職員が確認できるようにしている。	☐ はい ☐ いいえ	
20 同居家族に対するサービス提供の禁止	従業者に、その同居の家族である利用者に対する居宅介護の提供をさせていませんか。	☐ はい ☐ いいえ	平24条例38第8条

自主点検表【居宅介護等】

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等							
21 業務継続計画の策定	(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画（BCP）を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じていますか。 ※ 業務継続計画には、以下の項目等を記載してください。なお、各項目の記載内容については、「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定してください。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではありません。 ア 感染症に係る業務継続計画 a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） b 初動対応 c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） イ 災害に係る業務継続計画 a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） c 他施設及び地域との連携	☐ はい ☐ いいえ	平 24 条例 38 第 8 条の 2 第 1 項 基準解釈通知第 3 の 3 の(23)の① 基準解釈通知第 3 の 3 の(23)の②							
	(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施していますか。 <table border="1"> <tr> <td>研修実施日</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td></tr> <tr> <td>訓練実施日</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td></tr> </table> ※ 業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。 ※ 感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携して取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにしてください。 ※ 従業者教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年 1 回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望まれます。また、研修の実施内容についても記録し	研修実施日	年	月	日	訓練実施日	年	月	日	☐ はい ☐ いいえ
研修実施日	年	月	日							
訓練実施日	年	月	日							

自主点検表【居宅介護等】

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	てください。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えありません。 ※訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、指定居宅介護事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を定期的（年1回以上）に実施してください。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えありません。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。		基準解釈通知第3の3の(23)の④
	(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更をしていますか。	☐ はい ☐ いいえ	平24条例38第8条の2第3項
22 緊急時等の対応	従業者は、現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。	☐ はい ☐ いいえ	平25規則26第22条
23 利用者に関する市町村への通知	利用者が偽りその他不正の行為によって介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。	☐ はい ☐ いいえ	平25規則26第23条
24 管理者及びサービス提供責任者の責務	(1) 管理者は、当該事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行っていますか。	☐ はい ☐ いいえ	平25規則26第24条第1項
	(2) 管理者は、当該事業所の従業者に「第2－4 運営に関する基準」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。	☐ はい ☐ いいえ	平25規則26第24条第2項
	(3) サービス提供責任者は、居宅介護計画作成のほか、サービスの利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行っていますか。	☐ はい ☐ いいえ	平25規則26第24条第3項
	(4) サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めていますか。	☐ はい ☐ いいえ	平25規則26第24条第4項
25 運営規程	事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めていますか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定居宅介護の内容及び利用者から受領する費用の種類及びその費用の額 ⑤ 通常の事業の実施地域 ⑥ 緊急時等における対応方法 ⑦ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類	☐ はい ☐ いいえ	平25規則26第25条

自主点検表【居宅介護等】

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	⑧ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑨ その他運営に関する重要事項 ※ ②従業員の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、基準第5条において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えありません。 ※ ④の「指定居宅介護の内容」とは、身体介護、通院等介助、家事援助、通院等乗降介助のサービスの内容を指すものです。 ※ ④の「利用者から受領する費用の額」としては、利用者負担額のほかに、通常の事業の実施地域以外の地域において居宅介護を行う際の交通費の額を指すものです。 ※ ⑤の「通常の事業の実施地域」は、客観的にその区域が特定されるものとしてください。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込みに係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではありません。 ※ ⑦の「事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合の当該障害の種類」については、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者の障害特性に応じた専門性に十分配慮する必要があることから、提供するサービスの専門性を確保するため、特に必要がある場合において、あらかじめ、障害種別により「主たる対象者」を定めることができることとしたものです。この場合、当該対象者から指定居宅介護の利用に係る申込みがあった場合には、正当な理由なく指定居宅介護の提供を拒んではなりません。 ※ ⑧の「虐待の防止のための措置に関する事項」は、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年法律第79号）において、障害者虐待を未然に防止するための対策及び虐待が発生した場合の対応について規定いますが、より実効性を担保する観点から、居宅介護事業者は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について、あらかじめ運営規程に定めることとしたものです。具体的には、 ア 虐待の防止に関する担当者の選定 イ 成年後見制度の利用支援 ウ 苦情解決体制の整備 エ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画など） オ「虐待防止委員会」の設置等に関すること 等を指すものです。 ※ ⑨の「その他運営に関する重要事項」は、指定居宅介護事業所が市町村により地域生活支援拠点等（法第77条第4項に規定する地域生活支援拠点等をいう。以下同じ。）として位置付けられている場合は、その旨を明記してください。		基準解釈通知第3の3の(20)の① 基準解釈通知第3の3の(20)の② 基準解釈通知第3の3の(20)の③ 基準解釈通知第3の3の(20)の④ 基準解釈通知第3の3の(20)の⑤ 基準解釈通知第3の3の(20)の⑥ 基準解釈通知第3の3の(20)の⑦

自主点検表【居宅介護等】

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
26 介護等の総合的な提供	サービスの提供に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、特定の援助に偏していませんか。 ※ 「偏している」とは、特定のサービス行為のみを専ら行うことはもちろん、特定のサービス行為に係るサービス提供時間が月単位等一定期間中のサービス提供時間の大半を占めていれば、これに該当します。 ※ 通院等のための乗車又は降車の介助を行う居宅介護事業者についても、身体介護又は生活援助を総合的に提供しなければなりません。	☐ はい ☐ いいえ	平 25 規則 26 第 26 条 基準解釈通知第 3 の 3 の(21)
27 勤務体制の確保等	(1) 利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めていますか。 ※ 原則として月ごとの勤務表を作成し、従業員の日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にしてください。	☐ はい ☐ いいえ	平 25 規則 26 第 27 条第 1 項 基準解釈通知第 3 の 3 の(22)の①
	(2) 当該事業所の従業員によってサービス提供をしていますか。 ※ 当該事業所の従業員とは、雇用契約、その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業員を指します。	☐ はい ☐ いいえ	平 25 規則 26 第 27 条第 2 項 基準解釈通知第 3 の 3 の(22)の②
	(3) 従業員の資質の向上のために、研修の機会を確保していますか。 ※ 研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保してください。	☐ はい ☐ いいえ	平 25 規則 26 第 27 条第 3 項 基準解釈通知第 3 の 3 の(22)の③
	(4) 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。	☐ はい ☐ いいえ	
	※職場におけるハラスメントの防止のため、指定居宅介護事業者が講ずべき措置の具体的内容及び講じることが望ましい取組については、次のとおりです。 ア 指定居宅介護事業者が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及びパワーハラスメント指針（令和2年厚生労働省告示第5号）において規定されているとおりですが、特に留意されたい内容は以下のとおりです。 a 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発すること。		基準解釈通知第 3 の 3 の(22)の④

自主点検表【居宅介護等】

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等					
	b 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知すること。 イ パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されていますので参考にしてください。							
28 衛生管理等	(1) 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。	☐ はい ☐ いいえ	平 25 規則 26 第 28 条第 1 項					
	(2) 従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、手指を洗浄するための設備や使い捨て手袋等の感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じていますか。	☐ はい ☐ いいえ	基 準 解 釈 通 知 第 3 の 3 の (24) の ①					
	※ 手洗所等の従業者共用のタオルは、感染源として感染拡大の恐れがありますので、使用しないでください。							
	(3) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めていますか。	☐ はい ☐ いいえ	平 25 規則 26 第 28 条第 2 項					
	(4) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知していますか。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">委員会開催日</td><td>年 月 日</td></tr> <tr> <td></td><td>年 月 日</td></tr> <tr> <td>周知方法</td><td></td></tr> </table>	委員会開催日	年 月 日		年 月 日	周知方法		☐ はい ☐ いいえ
委員会開催日	年 月 日							
	年 月 日							
周知方法								
※ 感染対策委員会は、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましいです。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策担当者を決めておくことが必要です。 ※ 感染対策委員会は、利用者の状況など指定居宅介護事業所の状況に応じ、おおむね 6 月に 1 回以上、定期的開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催してください。 ※ 感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行っても構いません。ただし、障害のある者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行ってください。この際、厚生労働省「福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン」等を遵守してください。 ※ 感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。		基 準 解 釈 通 知 第 3 の 3 の (24) の ② の ア						

自主点検表【居宅介護等】

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等								
	(5) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備していますか。 ※ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針には、平常時の対策及び発生時の対応を規定してください。 ・ 平常時の対策 指定居宅介護事業所内の衛生管理（環境の整備等）、支援にかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等 ・ 発生時の対応 発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等 また、発生時における指定居宅介護事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記してください。 ※ それぞれの項目の記載内容の例については、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」も踏まえて検討してください。	☐ はい ☐ いいえ	平 24 条例 38 第 8 条の 3 第 2 項 基準解釈通知第 3 の 3 の(24)の②のイ								
	(6) 事業所において、従業者に対し感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施していますか。 <table border="1"> <tr> <td>研修実施日</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td></tr> <tr> <td>訓練実施日</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td></tr> </table> ※ 従業者に対する研修の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定居宅介護事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行を行うものとしてください。 ※ 職員研修は、定期的（年 1 回以上）に開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録してください。 ※ 研修の実施は、厚生労働省「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」等を活用するなど、指定居宅介護事業所内で行うものでも差し支えありません。 ※ 平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年 1 回以上）に行うことが必要です。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、指定居宅介護事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の演習などを実施してください。 ※ 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施してください。	研修実施日	年	月	日	訓練実施日	年	月	日	☐ はい ☐ いいえ	平 24 条例 38 第 8 条の 3 第 3 項 基準解釈通知第 3 の 3 の(24)の②のウ
研修実施日	年	月	日								
訓練実施日	年	月	日								
29 掲示	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。	☐ はい ☐ いいえ	平 25 規則 26 第 29 条								

自主点検表【居宅介護等】

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等				
	※ サービスの選択に資すると認められる重要事項とは、当該事業所の運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等をいいます。 ※ 重要事項を伝えるべき利用者又はその家族等に対して見やすい場所に掲示してください。 ※ 従業者の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業者の氏名まで掲示することを求めるものではありません。 ※ 重要事項を記載したファイル等を利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該指定居宅介護事業所内に備え付けることで掲示に代えることができます。		基準解釈通知第3の3の(25)の① 基準解釈通知第3の3の(25)の②				
30 身体拘束等の禁止	(1) 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行っていませんか。	☐ はい ☐ いいえ	平 24 条例 38 第 8 条の 4 第 1 項				
	(2) やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし	平 24 条例 38 第 8 条の 4 第 2 項				
	※ 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはなりません。緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければなりません。なお、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性、一時性の三つの要件全てを満たし、かつ、組織としてそれらの要件の確認等の手続きを行った旨を記録しなければなりません。		基準解釈通知第3の3の(26)①				
	(3) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。 <table border="1" data-bbox="414 1046 1229 1126"> <tr> <td rowspan="2">委員会開催日</td><td>年 月 日</td></tr> <tr> <td>年 月 日</td></tr> </table> <table border="1" data-bbox="414 1166 1509 1246"> <tr> <td>周知方法</td><td></td></tr> </table>	委員会開催日	年 月 日	年 月 日	周知方法		☐ はい ☐ いいえ
委員会開催日	年 月 日						
	年 月 日						
周知方法							
※ 事業所に従事する幅広い職種により構成してください。構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要です。身体拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家の活用に努めることとし、その方策として、医師（精神科専門医等）、看護職員等の活用が考えられます。 ※ 事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可能であるため、事業所の規模に応じた対応を検討してください。 ※ 身体拘束適正化検討委員会は、少なくとも 1 年に 1 回は開催することが必要となりますが、虐待防		基準解釈通知第3の3の(26)②					

自主点検表【居宅介護等】

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等							
	止委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも差し支えありません。 ※ 身体拘束適正化検討委員会においては、以下のことを行ってください。なお、身体拘束適正化検討委員会における対応状況については、適切に記録の上、5年間保存してください。 ア 身体拘束等について報告するための様式を整備すること。 イ 従業者は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、身体拘束等について報告すること。 ウ 身体拘束適正化検討委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。なお、イにより報告された事例がない場合にも、身体拘束等の未然防止の観点から、利用者に対する支援の状況等を確認することが必要です。 エ 事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と廃止へ向けた方策を検討すること。 オ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。 カ 廃止へ向けた方策を講じた後に、その効果について検証すること。									
	(4) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備していますか。	☐ はい ☐ いいえ	平 24 条例 38 第 8 条の 4 第 3 項第 2 号							
	※ 指針には以下の項目を盛り込んでください。 ア 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方 イ 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ウ 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 エ 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針 オ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針 カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 キ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針		基準解釈通知第 3 の 3 の(26)③							
	(5) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施していますか。 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td rowspan="2">研修実施日</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td></tr> <tr> <td>年</td><td>月</td><td>日</td></tr> </table>	研修実施日	年	月	日	年	月	日	☐ はい ☐ いいえ	平 24 条例 38 第 8 条の 4 第 3 項第 3 号
研修実施日	年		月	日						
	年	月	日							
	※ 研修の実施に当たっては、身体拘束等の適正化の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づき、適正化の徹底を図るものとしてください。 ※ 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修を実施（年 1 回以上）するとともに、新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施することが重要です。 ※ 研修の実施内容について記録してください。 ※ 研修の実施に当たっては、事業所内で行う職員研修で差し支えなく、他の研修と一体的に実施する		基準解釈通知第 3 の 3 の(26)④							

自主点検表【居宅介護等】

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等					
	場合や他の研修プログラムにおいて身体拘束等の適正化について取り扱う場合、例えば、虐待防止に関する研修において身体拘束等の適正化について取り扱う場合は、身体拘束等の適正化のための研修を実施しているものとみなして差し支えありません。							
31 秘密保持	(1) 従業者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。 ※ 秘密を保持すべき旨を就業規則に規定する、誓約書等をとるなどの措置を講じてください。	☐ はい ☐ いいえ	平 24 条例 38 第 9 条第 1 項					
	(2) 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 ※ 従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時に取り決めるなどの措置を講じてください。	☐ はい ☐ いいえ	平 24 条例 38 第 9 条第 2 項 基準解釈通知第 3 の 3 の(27)の②					
	(3) 他の障害福祉サービス事業者に対して、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。 ※ この同意については、サービス提供開始時に利用者及びその家族の代表から包括的に同意を得ることで足りるものです。	☐ はい ☐ いいえ	平 24 条例 38 第 9 条第 3 項 基準解釈通知第 3 の 3 の(27)の③					
	(4) 「個人情報の保護に関する法律(平 15 年法律第 57 号)」及び「福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン(平成 25 年 3 月厚生労働省(平成 28 年 2 月一部改正))」に基づき、利用者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。 貴事業所が実施する個人情報保護に関する取組について記入してください。 <table border="1"> <tr> <td>安全管理措置</td><td> ☐ 規程の整備(規程の名称:) ☐ 組織体制の整備 ☐ 研修の実施 ☐ その他() </td></tr> <tr> <td>第三者提供に係る記録の方法</td><td> ☐ その都度記録を作成 ☐ 一括して記録を作成 ☐ その他() </td></tr> <tr> <td>苦情対応窓口の有無</td><td> ☐ 有(部署名:) ☐ 無 </td></tr> </table> ※ 「個人情報の保護に関する法律」の概要 ① 利用目的をできる限り特定し、その利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を取り扱うこと(法令に基づく場合、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき等を除く。) ② 個人情報は適正な手段により取得し、あらかじめその利用目的を明示している場合を除き、速やかにその利用目的を本人に通知又は公表すること。なお、要配慮個人情報については、事前	安全管理措置	☐ 規程の整備(規程の名称:) ☐ 組織体制の整備 ☐ 研修の実施 ☐ その他()	第三者提供に係る記録の方法	☐ その都度記録を作成 ☐ 一括して記録を作成 ☐ その他()	苦情対応窓口の有無	☐ 有(部署名:) ☐ 無	☐ はい ☐ いいえ
安全管理措置	☐ 規程の整備(規程の名称:) ☐ 組織体制の整備 ☐ 研修の実施 ☐ その他()							
第三者提供に係る記録の方法	☐ その都度記録を作成 ☐ 一括して記録を作成 ☐ その他()							
苦情対応窓口の有無	☐ 有(部署名:) ☐ 無							

自主点検表【居宅介護等】

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	に本人の同意を得ること ③ 個人データについては、正確・最新の内容に保つように努め、漏えい、滅失又はき損の防止等安全管理措置を講じるとともに、従業者及び委託先を監督すること（安全管理措置の取組例については「ガイドライン第6・2」を参照） ④ 第三者に個人データの提供する場合は、あらかじめ本人の同意を得た上で行い、提供年月日、本人から同意を得ている旨、当該第三者の氏名又は名称等、当該個人データにより識別される本人の氏名等、当該個人データの項目について記録し、適正に保存すること また、第三者から個人データの提供を受ける場合は、当該第三者の氏名及び住所等、当該第三者による個人データ取得の経緯について確認した上で受領し、当該確認した情報、個人データ受領年月日、同意を得ている旨、当該個人データにより識別される本人の氏名等、当該個人データの項目について記録し、適正に保存すること（保存期間は個人データの作成方法による。最長3年） ⑤ 保有個人データについては、当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称、利用目的等について、本人の知り得る状態に置き、本人が利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加、削除、利用停止等を求めたときは、適切に対応すること ⑥ 苦情の処理に努め、そのための体制の整備をすること ※ 改正個人情報保護法（H29.5.30 施行）では、5,000 件以下の個人情報取扱事業者も対象となりました。 ※用語の定義 ・個人情報…生存する個人に関する情報であって、その情報に含まれる氏名、生年月日等により特定の個人を識別できるもの又は個人識別符号（DNA、指紋、マイナンバー、被保険者証の記号・番号等）が含まれるもの ・個人データ…個人情報データベース等を構成する個人情報 ・要配慮個人情報…本人の人権、信条、社会的身分、病歴、犯罪歴、犯罪被害者となった事実、診療録等の診療記録、健康診断の結果、障害、その他本人に対する不当な差別、偏見その他不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報 ※ 個人情報については、安全管理の観点(第三者の目につかないようにする等)から、鍵のかかるロッカー・キャビネット等への保管が望ましいです。		
32情報の提供等	(1) 利用希望者が適切かつ円滑に利用できるよう、当該事業所が実施する事業内容の情報提供に努めていますか。	☐ はい ☐ いいえ	平 25 規則 26 第 30 条第 1 項
	(2) 当該事業所について広告をする場合、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないですか。	☐ はい ☐ いいえ	平 25 規則 26 第 30 条第 2 項

自主点検表【居宅介護等】

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等												
33 利益供与等の禁止	(1) 相談支援事業者など他の障害福祉サービス事業者又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該居宅介護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	☐ はい ☐ いいえ	平 25 規則 26 第 31 条第 1 項												
	(2) 相談支援事業者など他の障害福祉サービス事業者又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していませんか。	☐ はい ☐ いいえ	平 25 規則 26 第 31 条第 2 項												
34 苦情解決	(1) サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。 苦情受付体制を記載してください <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>職</th><th>氏 名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>苦情受付担当者</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>苦情解決責任者</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>第三者委員</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> ※ 「必要な措置」とは、具体的には次のとおりです。 ① 苦情を受け付けるための窓口を設置する ② 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにする ③ 利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載する ④ 苦情に対する措置の概要について事業所に掲示する		職	氏 名	苦情受付担当者			苦情解決責任者			第三者委員			☐ はい ☐ いいえ	平 25 規則 26 第 32 条第 1 項 基準解釈通知第 3 の 3 の(29)の①
	職	氏 名													
苦情受付担当者															
苦情解決責任者															
第三者委員															
(2) 苦情を受け付けた場合には、当該苦情受付日、その内容等を記録していますか。 ※ 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行ってください。 ※ 記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。 ※ 苦情の内容等の記録は、5 年間保存しなければなりません。	☐ はい ☐ いいえ	平 25 規則 26 第 32 条第 2 項 基準解釈通知第 3 の 3 の(29)の②													
(3) 提供したサービスに関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必	☐ はい ☐ いいえ	平 25 規則 26 第 32 条第 3 項													

自主点検表【居宅介護等】

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	要な改善を行っていますか。		
	(4) 提供したサービスに関し、法第 48 条第 1 項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	☐ はい ☐ いいえ	平 25 規則 26 第 32 条第 5 項
	(5) 市町村からの求めがあった場合には、(3)又は(4)の改善の内容を市町村に報告していますか。	☐ はい ☐ いいえ	平 25 規則 26 第 32 条第 6 項
	(6) 運営適正化委員会が社会福祉法第 85 条の規定により行う苦情解決に向けた調査又はあっせんにできる限り協力していますか。	☐ はい ☐ いいえ	平 25 規則 26 第 32 条第 7 項
35 事故発生時の対応	(1) サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。	☐ はい ☐ いいえ	平 24 条例 38 第 10 条第 1 項
	※ 事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくことが望ましいです。 ※ 事業所に自動体外式除細動器（AED）を設置することや救命講習等を受講することが望ましいです。なお、事業所の近隣に AED が設置されており、緊急時に使用できるよう、地域においてその体制や連携を構築することでも差し支えありません。		
	(2) (1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録していますか。	☐ はい ☐ いいえ	平 24 条例 38 第 10 条第 2 項
	※ 記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。		
	(3) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。	☐ はい ☐ いいえ	平 24 条例 38 第 10 条第 3 項
	※ 賠償すべき事態において、速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいです。		
	(4) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。	☐ はい ☐ いいえ	基準解釈通知第 3 の 3 の(30)の③
	※ 「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」（平成 14 年 3 月 28 日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会）を参考にしてください。		

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等									
36 虐待の防止	(1) 当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td rowspan="2">委員会開催日</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> </table> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>周知方法</td> <td></td> </tr> </table> ※ 虐待防止委員会の役割 ①虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成） ②虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等） ③虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行） ※ 構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の虐待防止担当者（必置）を決めておくことが必要です。虐待防止委員会の構成員には、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えるよう努めてください。 ※ 事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可能です。事業所の規模に応じた対応を検討してください。 ※ 虐待防止委員会の開催に必要となる人数については事業所の管理者や虐待防止担当者（必置）が参画していれば最低人数は問いませんが、委員会での検討結果を従業者に周知徹底してください。 ※ 虐待防止委員会は、少なくとも1年に1回は開催しなければなりません。	委員会開催日	年	月	日	年	月	日	周知方法		☐ はい ☐ いいえ	平 24 条例 38 第 10 条の 2 第 1 号 基 準 解 釈 通 知 第 3 の 3 の (31) の ①
	委員会開催日		年	月	日							
年		月	日									
周知方法												
※ 身体拘束等適正化検討委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認められることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも差し支えありません。 ※ 虐待防止委員会においては、以下のことを行ってください。なお、虐待防止委員会における対応状況については、適切に記録の上、5年間保存してください。 ア 虐待（不適切な対応事例も含む。）が発生した場合、当該事案について報告するための様式を整備すること。 イ 従業者は、虐待の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、虐待について報告すること。 ウ 虐待防止委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。 エ 事例の分析に当たっては、虐待の発生時の状況等を分析し、虐待の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の再発防止策を検討すること。 オ 労働環境・条件について確認するための様式を整備するとともに、当該様式に従い作成された内容を集計、報告し、分析すること。												

自主点検表【居宅介護等】

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等							
	カ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。 キ 再発防止策を講じた後に、その効果について検証すること。									
	(2) 虐待防止のための指針を整備していますか。 ※ 指針には、以下の項目を盛り込んでください。 ア 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方 イ 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項 ウ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針 エ 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針 オ 虐待発生時の対応に関する基本方針 カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 キ その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針	☐ はい ☐ いいえ	基準解釈通知第3の3の(31)の②							
	(3) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施していますか。 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td rowspan="2">研修実施日</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td></tr> <tr> <td>年</td><td>月</td><td>日</td></tr> </table> ※ 虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、指針を作成した事業所においては当該指針に基づき、虐待防止の徹底を図るものとする。 ※ 当該指定居宅介護事業所の虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を実施（年1回以上）するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施してください。 ※ 研修の実施内容について記録しなければなりません。なお、研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えありません。	研修実施日	年	月	日	年	月	日	☐ はい ☐ いいえ	平24条例38第10条の2第2号 基準解釈通知第3の3の(31)の③
研修実施日	年		月	日						
	年	月	日							
	(4) 専任の虐待防止担当者を設置していますか。 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>担当者名</td><td></td></tr> </table>	担当者名		☐ はい ☐ いいえ	平24条例38第10条の2第3号					
担当者名										
	※ 虐待防止担当者については、サービス提供責任者等を配置してください。なお、当該担当者及び管理者は、「地域生活支援事業の実施について」（平成18年8月1日障発第0801002号）の別紙2「地域生活支援促進事業実施要綱」の別記2－4の3（3）の都道府県が行う研修に参加することが望ましいです。		基準解釈通知第3の3の(31)の④							
37 会計の区分	事業所ごとに経理を区分するとともに、当該事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。	☐ はい ☐ いいえ	平25規則26第33条							

自主点検表【居宅介護等】

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
38 記録の整備	(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	☐ はい ☐ いいえ	平 25 規則 26 第 34 条第 1 項
	(2) 利用者に対するサービスの提供に関する次の諸記録を整備し、当該サービスを提供した日から少なくとも 5 年以上保存していますか。 ① 居宅介護計画 ② サービスの提供に係る記録 ③ 身体拘束等の記録 ④ 苦情の内容等の記録 ⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑥ 市町村への通知に係る記録	☐ はい ☐ いいえ	平 25 規則 26 第 34 条第 2 項 基準解釈通知第 3 の 3 の(33)

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
第3-1 基本方針（重度訪問介護、同行援護、行動援護）			
1 重度訪問介護	重度訪問介護サービスは、重度の肢体不自由者又は重度の知的障害者若しくは精神障害者により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要するものが居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとなっていますか。	☐ はい ☐ いいえ	平 25 規則 26 第 4 条第 2 項
2 同行援護	同行援護サービスは、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助を適切かつ効果的に行うものとなっていますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし	平 25 規則 26 第 4 条第 3 項
3 行動援護サービス	行動援護サービスは、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、当該利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援助、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものとなっていますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし	平 25 規則 26 第 4 条第 4 項
第3-2 人員に関する基準（重度訪問介護、同行援護、行動援護）			
1 従業者	重度訪問介護、同行援護及び行動援護の従業者は、居宅介護の従業者の配置基準に準じて配置していますか。 ※居宅介護事業者が、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の事業を併せて行う場合の当該事業所に配置すべき従業者の員数は、一の居宅介護支援事業所として配置すべき従業者の員数で足りるものとします（3つ以上の指定を受ける場合も同様です）。	☐ はい ☐ いいえ	平 24 条例 38 第 5 条 基準解釈通知第 3 の 1 の(8)の①のア
2 従業者の資格	(1) 重度訪問介護の従業者については、次の資格要件を満たしていますか。 ① 介護福祉士 ② 実務者研修修了者 ③ 居宅介護職員初任者研修課程修了者 ④ 障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者 ⑤ 重度訪問介護従業者養成研修課程修了者（基礎課程又は行動障害支援課程）※区分 5 以下 ⑥ 重度訪問介護従業者要請研修課程修了者（追加課程又は統合課程） ⑦ 介護職員初任者研修課程修了者 ⑧ 日常生活支援養成研修修了者 ⑨ 行動援護従業者養成研修修了者※区分 5 以下 ⑩ 強度行動障害支援者養成研修修了者（基礎研修及び実践研修）※区分 5 以下	☐ はい ☐ いいえ	平 18 厚労告 538、548 第 8 号 平 18 障発 1031001 第 2 の 2(2)⑤

自主点検表【居宅介護等】

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	※ 「居宅介護職員初任者研修等について」（平成 19 年 1 月 30 日厚生労働省社会援護局保健福祉部長通知）第 2 の 1(2)(3)(5) ・ ③として取り扱うもの ・ 居宅介護従業者養成研修 1、2 級課程修了者 ・ 看護師等の資格を有する者 ・ ④として取り扱うもの ・ 居宅介護従業者養成研修 3 級課程修了者		
	(2) 同行援護の従業者については、次の資格要件を満たしていますか。 ① 同行援護従業者養成研修一般課程の修了者 ② 居宅介護の従業者の要件を満たす者であって、視覚障害を有す身体障害者等の福祉に関する事業（直接処遇職員に限る。）に 1 年以上（180 日以上）従事した経験を有する者。 ③ 厚生労働大臣が定める従業者（平成 18 年厚生労働省告示第 556 号）に定める国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者。 ※ 実務経験 1 年未満の介護福祉士等を、同行援護従業者養成研修一般課程修了者とみなす経過措置は、平成 30 年 3 月 31 日で廃止となりました。 ※ 盲ろう者向け通訳・介助員を同行援護従業者養成研修修了者とみなす経過措置は、令和 6 年 3 月 31 日までとされていましたが、令和 6 年 3 月 31 日において同行援護の事業を行う事業所の従業者であった場合に限り、令和 9 年 3 月 31 日までの間は、引き続き同行援護従業者養成研修修了者とみなすこととされています。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし	平 18 厚労告 538、548 第 9 号
	(3) 行動援護の従業者については、次の資格要件を満たしていますか。 ① 行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者であって、知的障害者（児）又は精神障害者の直接支援業務に 1 年以上（180 日以上）の従事経験があること。 ② 【令和 9 年 3 月 31 日までの経過措置】令和 3 年 3 月 31 日に居宅介護従業者の要件を満たすものであって、知的障害者（児）又は精神障害者の直接支援業務に 2 年（360 日）以上従事した者。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし	平 18 厚労告 538、548 第 11 号
3 サービス提供責任者	重度訪問介護、同行援護及び行動援護のサービス提供責任者は、居宅介護の従業者の配置基準に準じて配置していますか。 ※居宅介護事業者が、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の事業を併せて行う場合の当該事業所に配置すべきサービス提供責任者の員数は、居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、同行援護及び行動援護を合わせた事業の規模に応じて配置します。（3 つ以上の指定を受ける場合も同様です）。 ※ 介護保険法による訪問介護等の事業を同一の事業所において併せて行う場合のサービス提供責任者の員数は、次のいずれかに該当する員数を配置します。 ① 訪問介護等及び居宅介護事業所、重度訪問介護事業所（利用者数が 10 人以下の場合に限る。）、同行援護及び行動援護の利用者数の合計数に応じて必要とされる員数以上 ② 訪問介護等と居宅介護等のそれぞれの基準により必要とされる員数以上	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし	基準解釈通知第 3 の 1 の(8)の①のイ 基準解釈通知第 3 の 1 の(8)の②

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
4 サービス提供責任者の資格	(1) 重度訪問介護のサービス提供責任者については、居宅介護のサービス提供責任者の資格要件又は居宅介護職員初任者研修（指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示第538号）第3号に規定する居宅介護の提供に当たる従業者に係る研修をいう。以下同じ。）の課程を修了した者であって3年以上介護等の業務に従事した者のうちいずれかに該当するものから選任していますか。 ※なお、居宅介護職員初任者研修課程を修了したとされた看護師等については、3年以上の実務経験は要件としません。 ※「居宅介護職員初任者研修課程を修了した者であって3年以上介護等の業務に従事した者」とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第5号に規定する「3年以上介護等の業務に従事した者」と同様とし、その具体的な取扱いについては、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」（昭和63年2月12日社庶第29号厚生省社会局長、児童家庭局長連名通知）の別添2「介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等」（以下「業務の範囲通知」という。）を参考としてください。この場合、3年間の実務経験の要件が達成された時点と居宅介護職員初任者研修課程の研修修了時点との時間的な前後関係は問わないものとします。また、介護等の業務に従事した期間には、ボランティアとして介護等を経験した期間は原則として含みませんが、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づき設立された特定非営利活動法人が法第36条第1項の規定に基づき居宅介護に係る指定を受けている又は受けることが確実に見込まれる場合であって、当該特定非営利活動法人が指定を受けて行うことを予定している居宅介護と、それ以前に行ってきた事業とに連続性が認められるものについては、例外的に、当該特定非営利活動法人及び当該特定非営利活動法人格を付与される前の当該団体が行う事業に従事した経験を有する者の従事期間を、当該者の3年の実務経験に算入して差し支えないものとします。なお、この場合において、介護福祉士国家試験の受験資格としての実務経験に当該従事期間を算入することはできません。 (2) 同行援護のサービス提供責任者については、次のいずれかの資格要件を満たしていますか。 ① 居宅介護のサービス提供責任者の資格要件又は居宅介護職員初任者研修の課程を修了した者であって3年以上介護等の業務に従事した者のいずれかの要件に該当し、同行援護従事者養成研修応用課程等を修了した者 ② 国立リハビリテーションセンター学院に置かれる視覚障害学科の強化を修了した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者。	☐はい ☐いいえ	基準解釈通知第3の1の(5)の② 基準解釈通知第3の1の(5)の③

自主点検表【居宅介護等】

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	※ ①の居宅介護の資格要件を満たすものを、同行援護従業者養成研修応用課程修了者とみなす経過措置については、平成30年3月31日をもって廃止となりました。 ※ 居宅介護職員初任者研修課程を修了したとされた看護師等については、3年以上の実務経験は要件としません。 ※ 「居宅介護職員初任者研修課程を修了した者であって3年以上介護等の業務に従事した者」については、上記(1)※と同様です。	☐はい ☐いいえ ☐該当なし	基準解釈通知第3の1の(6)の②
	(3) 行動援護のサービス提供責任者については、次の資格要件を満たしていますか。 ① 行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者であって、知的障害者（児）又は精神障害者の直接支援業務に3年（540日）以上従事したもの ② 【令和9年3月31日までの経過措置】令和3年3月31日において居宅介護のサービス提供責任者の資格要件又は居宅介護職員初任者研修の課程を修了した者であって3年以上介護等の業務に従事した者のいずれかの要件に該当し、かつ、知的障害者（児）又は精神障害者の直接支援業務に5年（900日）以上従事した者 ※ 居宅介護職員初任者研修課程を修了したとされた看護師等については、3年以上の実務経験は要件としません。 ※ 「居宅介護職員初任者研修課程を修了した者であって3年以上介護等の業務に従事した者」については、上記(1)※と同様です。	☐はい ☐いいえ ☐該当なし	基準解釈通知第3の1の(7)の②
第3-3 設備に関する基準（重度訪問介護、同行援護、行動援護）			
設備基準	居宅介護の設備基準に準じて整備していますか。	☐はい ☐いいえ ☐該当なし	平25規則26第5条第2項
第3-4 運営に関する基準（重度訪問介護、同行援護、行動援護）			
1 運営基準	居宅介護の運営基準に準じて運営していますか。（ただし、同行援護及び行動援護については、「第2-4の2 7 介護等の総合的な提供」を除きます）。	☐はい ☐いいえ ☐該当なし	平24条例38第11条 平25規則26第35条第1項、第2項

自主点検表【居宅介護等】

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	行動援護事業者は、サービスの提供に当たり、事前に利用者の行動特徴、日常生活パターン、感覚の過敏性等について情報収集し、援護に必要なコミュニケーションツールを用意するなど準備し、それらを活用して適切に支援を行うための支援計画シート等（重訪対象拡大通知１の（４）に規定する「支援計画シート」及び「支援手順書 兼 記録用紙」）を作成するとともに、支援内容を記録用紙に記録していますか。	□はい □いいえ □該当なし	留意事項通知 第二の２(４)②
２ 支援計画シート等の作成（行動援護）	＜留意事項通知 第二の２(４)②＞ ○ 行動援護は、居宅内や外出時における次のようなサービスを行います。 ① 予防的対応 ア 行動予定が分からない等のため不安定にならないよう、あらかじめ行動の順番や目的地、道順などを説明し、理解させます。 イ 行動障害の引き金となる視覚、聴覚等の刺激を与えない工夫をするなどの環境調整を行います。 ② 制御的対応 ア 行動障害を起こした時の、本人や周囲の人の安全を確保しつつ行動障害を適切におさめます。 イ 突然飛び出す等の不適切な行動、自分を傷つける行為等をおさめます。 ウ 本人の思い込みにより、突然動かなくなったり、特定のものに強いこだわりを示すなどの極端な行動を引き起こす際の対応 ③ 身体介護的対応 ア 便意の認識ができない者の介助等の対応 イ 食事を摂る場合の食事介助 ウ 入浴及び衣服の着脱介助など		
	【支援計画シート等】 ＜参照＞「重度訪問介護の対象拡大に伴う支給決定事務等に係る留意事項について」 (H26.3.31 障障発第 0331 第 8 号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知) (４) 行動援護を有する者に対する支援の情報の共有について ○ 行動障害を有する者への支援は、行動障害に専門性を有する行動援護事業者と他のサービス事業者が役割分担を明確にしつつ、全体として連携体制を構築して支援を行う必要がある。 ○ 行動障害の専門家によるアセスメント情報（問題行動の分析や環境調整等の情報）を共有することが必要である。 ○ なお、相談支援事業者、行動援護事業者、重度訪問介護事業者等の間におけるこれらの情報の共有に資するため、標準的なアセスメントシート（（参考１）支援計画シート（例））及び支援手順書（（参考２）支援手順書 兼 記録用紙（例））をご活用いただきたい。 ⇒本通知に支援計画シート等の様式例が示されていますので、参考にしてください。		

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
第4 共生型障害福祉サービスに関する基準			
1 共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準	共生型居宅介護を行う訪問介護事業者は、当該事業に関して次の基準を満たしていますか。 ① 訪問介護事業所の従業者の員数が、当該訪問介護事業所が提供する訪問介護の利用者の数を訪問介護の利用者の数及び共生型居宅介護の利用者の合計数であるとした場合における、当該訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。 ② 共生型居宅介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、居宅介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。	☐はい ☐いいえ	平 24 条例 38 第 11 条の 2
2 共生型重度訪問介護の事業を行う指定訪問介護事業所の基準	共生型重度訪問介護を行う訪問介護事業者は、当該事業に関して次の基準を満たしていますか。 ① 訪問介護事業所の従業者の員数が、当該訪問介護事業所が提供する訪問介護の利用者の数を訪問介護の利用者の数及び共生型重度訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における、指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。 ② 共生型重度訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、重度訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。	☐はい ☐いいえ	平 24 条例 38 第 11 条の 3
3 基本方針	共生型居宅介護の基本方針は、第 2－1「基本方針（居宅介護）」を準用し、点検してください。		平 25 規則 26 第 35 条の 4
4 サービス提供責任者の員数	共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護のサービス責任者の員数は、第 2－2「人員に関する基準（居宅介護）」の「2 サービス提供責任者」を準用し、点検してください。		平 24 条例 38 第 11 条の 4
5 管理者	共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護の管理者は、第 2－2「人員に関する基準（居宅介護）」の「3 管理者」を準用し、点検してください。		平 24 条例 38 第 11 条の 4
6 運営に関する基準	共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護の運営に関する基準は、第 2－4 運営に関する基準（居宅介護）を準用し、点検してください。		平 25 規則 26 第 35 条の 4

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
第5-1 介護給付費の算定及び取扱い			
基本的事項	(1) 費用の額は、平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費単位数表 第1居宅介護～第4行動援護」により算定していますか。	☐ はい ☐ いいえ	平18厚労告523第1号
	(2) 費用の額は、平成18年厚生労働省告示第539号の「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定していますか。	☐ はい ☐ いいえ	平18厚労告523第1号
	(3) (1)、(2)の規定により費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算していますか。	☐ はい ☐ いいえ	平18厚労告523第2号
第5-2 居宅介護サービス費			
1 居宅介護サービス費	(1) 居宅介護サービス費は、現に要した時間ではなく、居宅介護計画に位置付けられた内容の居宅介護等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定していますか。	☐ はい ☐ いいえ	平18厚労告523別表第1の1の注4 報酬留意事項通知第2の2の(1)の①
	(2) 当初の居宅介護計画で定めたサービス提供内容や提供時間が、実際のサービス時間と合致しない場合には、速やかに居宅介護計画を見直し、変更を行っていますか。	☐ はい ☐ いいえ	報酬留意事項通知第2の2の(1)の①
	(3) 1日に居宅介護を複数回提供する場合は、概ね2時間以上の間隔を空けていますか。	☐ はい ☐ いいえ	報酬留意事項通知第2の2の(1)の③の(1)
	※ 別のサービス類型を使う場合は、間隔が2時間未満の場合もあり得ますが、例えば身体介護中心型を30分、連続して家事援助中心型を30分、さらに連続して身体介護中心型を算定するなど、別のサービス類型を組み合わせることにより高い単価を複数回算定することは不適切であり、この場合は前後の身体介護を1回として算定します。		
	※ 利用者の身体状況等により短時間の間隔で短時間の訪問を複数回行う場合、別の事業者の提供する居宅介護との間隔が2時間未満である場合は差し支えありません。		報酬留意事項通知第2の2の(1)の③の(1)
	※ 報酬の単位は、短時間サービスが高い単価設定になっていますが、これは、1日に短時間の訪問を複数回行うことにより、居宅における介護サービスの提供体制を強化するために設定されているものです。このことから、単に1回の居宅介護を複数回に区分して行うことは適切ではなく、概ね2時間以上の間隔を空けなければならないものです。		
	(4) 「所要時間30分未満の場合」で算定する場合の所要時間は20分程度以上となっていますか。	☐ はい ☐ いいえ	報酬留意事項通知第2の2の(1)の③の(3)
	※ 夜間、深夜及び早朝の時間帯に提供する居宅介護等にあつてはこの限りではありません。所要時間とは、実際に居宅介護を行った時間をいうものであり、居宅介護のための準備に要した時間		

自主点検表【居宅介護等】

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	等は含みません。		
2 身体介護	(1) 「利用者の身体に直接接触して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始末並びに利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助」など居宅における身体介護中心のサービス（入浴、排泄、食事等の介護。以下「身体介護」という）を行った場合に、所定単位数を算定していますか。 ※ 身体介護等のサービス行為ごとの区分については、「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について（平成12年3月17日老計発第10号厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長通知）」を参考にしてください。 ※平成30年3月30日付老振発0330第2号により一部改正	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし	平18厚労告523別表第1の1の注1
	(2) 基礎研修修了者である居宅介護従業者が身体介護を行った場合に、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定していますか。 ※ 重度訪問介護従事者養成研修課程修了者で身体障害者の直接業務の従事経験を有する者が身体介護を行った場合は、所要時間3時間未満の場合は重度訪問介護の所定単位数を、所要時間3時間以上の場合は638単位に30分増すごとに86単位を加算した単位数を算定します。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし	平18厚労告523別表第1の1の注5 報酬留意事項通知第2の2の(1)の⑨(一)イ 報酬留意事項通知第2の2の(1)の⑨(一)ウ
3 家事援助	(1) 単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族（以下「家族等」という。）と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、家事援助（調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる、居宅要介護者に対して行われるもの）が中心である居宅介護を行った場合に所定単位数を算定していますか。 ※ 「家事援助中心型」の単位を算定することができる場合として、「利用者が一人暮らしであるか又は家族等が障害、疾病等のため、利用者や家族等が家事を行うことが困難な場合」とありますが、これは、障害、疾病のほか、障害、疾病がない場合であっても、同様のやむを得ない事情により、家事が困難な場合も含みます。 ※ 居宅介護・重度訪問介護で、利用者、子ども、家族等の状況を勘案し、利用者の子どもの掃除・洗濯・調理、通院の付き添い、保育所等への送迎など、育児支援の観点から行われる業務についても対象範囲に含まれます。 （「障害者自立支援法上の居宅介護（家事援助）等の業務に含まれる「育児支援」について」（平成21年7月10日事務連絡厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課））	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし	平18厚労告523別表第1の1の注3 報酬留意事項通知第2の2の(1)の④

自主点検表【居宅介護等】

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	※参考「指定訪問介護事業所の事業運営の取扱等について（介護）」 次のような行為は家事援助の内容に含まれないものであるので留意してください 一般的に家事援助の範囲に含まれないと考えられる事例 ① 商品の販売や農作業等生業の援助的な行為 ② 「直接本人の援助」に該当しない行為 ア 主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当と判断される行為 ・ 利用者以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し ・ 主として利用者が使用する居室等以外の掃除 ・ 来客の応接（お茶、食事の手配等） ・ 自家用車の洗車・清掃 等 ③ 「日常生活の援助」に該当しない行為 ア 居宅介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為 ・ 草むしり ・ 花木の水やり ・ 犬の散歩等ペットの世話 等 イ 日常的に行われる家事の範囲を超える行為 ・ 家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え ・ 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ ・ 室内外家屋の修理、ペンキ塗り ・ 植木の剪定等の園芸 ・ 正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理 等		
	(2) 基礎研修修了者である居宅介護従業者及び重度訪問介護従事者養成研修課程修了者が家事援助を行った場合に、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定していますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし	平18厚労告523別表第1の1の注7 報酬留意事項通知第2の2の(1)の⑨(三)イ
4 身体介護を伴う通院介助	(1) 次のいずれにも該当する支援の割合にある利用者に対して、通院等介助を行った場合に、所定単位数を算定していますか。 ① 障害支援区分2以上に該当していること。 ② 障害支援区分の認定調査票における調査項目のうち、「歩行」「移乗」「移動」「排尿」「排便」のいずれかの項目が「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要又は「全面的な支援が必要」のいずれか一つに認定されていること（ただし「歩行」については「全面的な支援が必要」のみ、「排尿」「排便」については「見守り等の支援が必要」以外）。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし	平18厚労告523別表第1の1の注2

自主点検表【居宅介護等】

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	※ 「通院等」とは、通院のための屋内外における移動等又は通院先での受診等の手続・移動等（入院と退院を含む。）、公的手続又は相談のため官公署を訪れる場合、相談のために地域移行支援事業所、地域定着支援事業所、特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所を訪れる場合及び相談の結果、見学のために紹介された障害者福祉サービス事業所を訪れる場合等をいいます（身体介護を伴わない通院介助及び通院等乗降介助における「通院等」も同様です）。また、目的地が複数あって居宅が始点又は終点となる場合には、指定障害福祉サービス（生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型）、指定通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス）、地域活動支援センター、「地域生活支援事業の実施について」（平成18 年 8 月 1 日付け障発第0801002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知（以下「地域生活支援事業通知」という。）の別紙 1 地域生活支援事業実施要綱別紙 1－1 1 に定める生活訓練等及び日中一時支援から目的地（病院等）への移動等に係る通院等介助及び通院等乗降介助に関しても、同一の指定居宅介護事業所が行うことを条件に、算定することができます。		報酬留意事項通知第2の2の(1)の⑤
	(2) 基礎研修修了者である居宅介護従業者及び旧外出介護研修修了者が身体介護を伴う通院等介助を行った場合に、所定単位数の 100 分の 70 に相当する単位数を算定していますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし	平18厚労告523別表第1の1の注6 報酬留意事項通知第2の2の(1)の⑨(二)イ
	※ 重度訪問介護従事者養成研修課程修了者で身体障害者の直接業務の従事経験を有する者が身体介護を行った場合は、所要時間 3 時間未満の場合は重度訪問介護の所定単位数を、所要時間 3 時間以上の場合は 638 単位に 30 分増すごとに 86 単位を加算した単位数を算定します（通院介助も同様です）。		報酬留意事項通知第2の2の(1)の⑨(二)ウ
5 身体介護を伴わない通院介助	(1) 障害支援区分 1 以上に該当する利用者に対し、身体介護を伴わない通院等介助を行った場合に、所定単位数を算定していますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし	平18厚労告523別表第1の1の注8
	(2) 基礎研修修了者である居宅介護従業者、重度訪問介護従事者養成研修課程修了者及び旧外出介護研修修了者が身体介護を伴わない通院等介助を行った場合に、所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数を算定していますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし	平18厚労告523別表第1の1の注8 報酬留意事項通知第2の2の(1)の⑨(四)イ
6 通院等乗降介助	(1) 障害支援区分 1 以上に該当する利用者に対し、通院等のため、自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通	☐ はい ☐ いいえ	平18厚労告523別表第1の1の注9

自主点検表【居宅介護等】

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	院先での受診等の手続、移動等の介助を行った場合に、1回につき所定単位数を算定していますか。 ※ 「通院等乗降介助」を行う場合には、「身体介護中心型」、「通院等介助」の所定単位数は算定することはできません。「通院等乗降介助」を算定するに当たっては、道路運送法（昭和26年法律第183号）等他の法令等に抵触しないよう留意してください。なお、移送行為そのもの、すなわち運転時間中は当該所定単位数の算定対象ではなく、移送に係る経費（運賃）は評価しません。 ※ 片道ごとの算定となります。よって、乗車と降車のそれぞれについて区分して算定することはできません。 ※ 複数の利用者に「通院等乗降介助」を行ったときは、乗降時に1人の利用者に対して1対1で介助を行う場合には、それぞれ算定できます。なお、効率的なサービス提供の観点から移送時間を極小化してください ※ サービス行為について、「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」、「乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助」及び「通院先若しくは外出先での受診等の手続き、移動等の介助」とは、それぞれ具体的に介助する行為を要することとします。 例えば、利用者の日常生活動作能力などの向上のために、移動時、転倒しないように側について歩き、介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る場合は算定対象となるが、乗降時に車両内から見守るのみでは算定対象とはなりません。 また、「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」に加えて、「乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助」を行うか、又は、「通院先若しくは外出先での受診等の手続き、移動等の介助」を行う場合に算定対象となるものであり、これらの移動等の介助又は受診等の手続きを行わない場合には算定対象とはなりません。 ※ 「通院等乗降介助」は、「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」、「乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助」及び「通院先若しくは外出先での受診等の手続き、移動等の介助」を一連のサービス行為として含むものであり、それぞれの行為によって細かく区分し、「通院等乗降介助」又は「通院等介助」として算定できません。 例えば、通院等に伴いこれに関連して行われる、居室内での「声かけ・説明」・「病院等に行くための準備」や通院先での「院内の移動等の介助」は、「通院等乗降介助」に含まれるものであり、別に「通院等介助」として算定できません。 なお、1人の利用者に対して複数の居宅介護従業者が交代して「通院等乗降介助」を行った場合も、1回の「通院等乗降介助」として算定し、居宅介護従業者ごとに細かく区分して算定できません。 ※ 「通院等乗降介助」の単位を算定するに当たっては、適切なアセスメントを通じて、生活全般の解決すべき課題に対応した様々なサービス内容の1つとして、総合的な援助の一環としてあらかじめ居宅介護計画に位置付けられている必要があります。	□該当なし	報酬留意事項通知 第2の2の(1)の⑥ (一) 第2の2の(1)の⑥ (二) 第2の2の(1)の⑥ (三) 第2の2の(1)の⑥ (四) 第2の2の(1)の⑥ (五) 第2の2の(1)の⑥ (六) 報酬留意事項通知 第2の2の(1)の⑦

自主点検表【居宅介護等】

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	※ 「通院等乗降介助」と「通院等介助（身体介護を伴う場合）」の区分 「通院等乗降介助」の前後に連続して相当の所要時間(20～30 分程度以上)を要しかつ手間のかかる身体介護を行う場合には、その所要時間に応じた「通院等介助（身体介護を伴う場合）」の所定単位数を算定できます(運転時間は算定できません)。この場合には、「通院等乗降介助」は算定できません。 （例）（乗車の介助の前に連続して）寝たきりの利用者の更衣介助や排泄介助をした後、ベッドから車いすへ移乗介助し、車いすを押して自動車へ移動介助する場合		
	(2) 基礎研修修了者である居宅介護従業者、重度訪問介護従事者養成研修課程修了者及び旧外出介護研修修了者が身体介護を伴わない通院等介助を行った場合に、所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数を算定していますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし	平18厚労告523別表第1の1の注9
7 同一敷地内建物等に居住する利用者へのサービス提供	次の者にサービス提供を行った場合に、所定単位数に代えて、次に相当する単位数を算定していますか。 ① 事業所と同一敷地内もしくは隣接する敷地内の建物もしくは事業所と同一の建物に居住する利用者（③の者を除く） 所定単位数の 90/100 ② 事業所における 1 月当たりの利用者が同一の建物に 20 人以上居住する建物に居住する者 所定単位数の 90/100 ③ 事業所における 1 月当たりの利用者が同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物等に 50 人以上居住する建物に居住する者 所定単位数の 85/100 ※ 「同一敷地内建物等」とは、当該指定居宅介護事業所、共生型居宅介護事業所又は基準該当居宅介護事業所（以下「指定居宅介護事業所等」という。）と構造上又は外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地(当該指定居宅介護事業所等と建築物が道路等を挟んで設置している場合を含む。)にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを指すものです。具体的には、一体的な建築物として、当該建物の 1 階部分に指定居宅介護事業所等がある場合や当該建物と渡り廊下でつながっている場合など、同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物として、同一敷地内にある別棟の建築物や幅員の狭い道路を挟んで隣接する場合などが該当します。 ※ 「当該指定居宅介護事業所等における利用者が同一建物に 20 人以上居住する建物」とは、「同一敷地内建物等」以外の建築物を指すものであり、当該建築物に当該指定居宅介護事業所等の利用者が 20 人以上居住する場合に該当し、同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する建物の利用者数を合算するものではありません。この場合の利用者数は、1 月間（暦月）の利用者数の平均を用います。この場合、1 月間の利用者数の平均は、当該月における 1 日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とします。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り捨てるものとします。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし	平18厚労告523別表第1の1の注9の2 報酬留意事項通知第2の2の(1)の⑪

自主点検表【居宅介護等】

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	※ 当該減算は、指定居宅介護事業所等と建築物の位置関係により、効率的なサービス提供が可能であることを適切に評価する趣旨であることに鑑み、本減算の適用については、位置関係のみをもって判断することがないよう留意してください。具体的には、次のような場合を一例として、サービス提供の効率化につながらない場合には、減算を適用すべきではありません。 （同一敷地内建物等該当しないものの例） ・ 同一敷地であっても、広大な敷地に複数の建物が点在する場合 ・ 隣接する敷地であっても、道路や河川などに敷地が隔てられており、横断するために迂回しなければならない場合 ※ 上記のいずれの場合においても、同一の建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該指定居宅介護事業所等の指定居宅介護事業者等と異なる場合であっても該当します。 ※ 「同一敷地内建物等に 50 人以上居住する建物」とは、同一敷地内建物等のうち、当該同一敷地内建物等における当該指定居宅介護事業所等の利用者が 50 人以上居住する建物の利用者全員に適用されるものです。この場合の利用者数は、1 月間（暦月）の利用者数の平均を用います。この場合、1 月間の利用者の数の平均は、当該月における 1 日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とします。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り捨てるものとします。		
8 2 人の居宅介護員による居宅介護の取扱い等	別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める要件並びに厚生労働大臣が定める要件を満たす場合であって、同時に 2 人の居宅介護従業者が 1 人の利用者に対して居宅介護を行ったときは、それぞれの居宅介護従業者が行う居宅介護につき所定単位数を算定していますか。 ※ こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める要件並びに厚生労働大臣が定める要件 2 人の従業者により居宅介護を行うことについて利用者の同意を得ている場合であって、次のいずれかに該当するとき ① 利用者の身体的理由により 1 人の従業者による介護が困難と認められる場合 ② 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 ③ その他障害者等の状況等から判断して、①又は②に準ずると認められる場合 ※ 上記①の場合としては、体重が重い利用者に入浴介助等の重介護を内容とする居宅介護を提供する場合等が該当し、③の場合としては、例えば、エレベーターのない建物の 2 階以上の居室から歩行困難な利用者を外出させる場合等が該当するものです。したがって、単に安全確保のために深夜の時間帯に 2 人の居宅介護従業者によるサービス提供を行った場合は、利用者側の希望により利用者や家族の同意を得て行った場合を除き、この取扱いは適用しません。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし	平 18 厚労告 523 別表第 1 の 1 の注 10 平 18 厚労告 546 報酬留意事項通知第 2 の 2 の(1)の⑫(一)
9 早朝・夜間、深夜等の居宅介護の取	(1) 夜間（午後 6 時～午後 10 時）又は早朝（午前 6 時～午前 8 時）に居宅介護を行った場合は、1 回につき所定単位数の 100 分の 25 に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし	平 18 厚労告 523 別表第 1 の 1 の注 11

自主点検表【居宅介護等】

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
扱い	(2) 深夜（午後 10 時～午前 6 時）に居宅介護を行った場合は、1 回につき所定単位数の 100 分の 50 に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。 ※ 早朝、夜間、深夜の居宅介護の取扱いについては、次のとおりです。 ① 原則として、サービス提供を行った時間帯の算定基準により算定します。 ② 基準額の最小単位（30 分）までは、サービス開始時刻が属する時間帯の算定基準により算定します（サービス開始時刻が属する時間帯のサービス提供時間が 15 分未満である場合には、多くの時間を占める時間帯の算定基準により算定します）。 ③ 基準額の最小単位以降の 30 分単位についても②と同様です（家事援助については、15 分単位なので「8 分未満」としてください。）	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし	平 18 厚労告 523 別表第 1 の 1 の注 11 報酬留意事項通知第 2 の 2 の(1) の⑬
10 特定事業所加算	別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た事業所が、利用者に対し、居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1 回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。ただし、(1)～(4)を同時に算定できません。 (1) 特定事業所加算(Ⅰ) 所定単位数の 100 分の 20 に相当する単位数 (2) 特定事業所加算(Ⅱ) 所定単位数の 100 分の 10 に相当する単位数 (3) 特定事業所加算(Ⅲ) 所定単位数の 100 分の 10 に相当する単位数 (4) 特定事業所加算(Ⅳ) 所定単位数の 100 分の 5 に相当する単位数 ※ こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準 (1) 特定事業所加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① すべての居宅介護従業者に対し、居宅介護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。 ② 利用者に関する情報、サービス提供に当たっての留意事項の伝達又は居宅介護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催していること。 ③ 居宅介護の提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する居宅介護従業者に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する居宅介護従業者から適宜報告を受けること。 ④ 当該事業所のすべての居宅介護従業者に対し、健康診断等を定期的の実施すること。 ⑤ 緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。 ⑥ 当該居宅介護支援事業所の新規に採用した全ての居宅介護従業者に対し、熟練した居宅介護従業者の同行による研修を実施していること。 ⑦ 当該事業所の居宅介護従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が 100 分の 30 以上若しくは介護福祉士、実務者研修修了者、旧介護職員基礎研修課程修了者及び居宅介護従業者養成	☐ 加算Ⅰ ☐ 加算Ⅱ ☐ 加算Ⅲ ☐ 加算Ⅳ ☐ いいえ ☐ 該当なし	平 18 厚労告 523 別表第 1 の 1 の注 12 平 18 厚労告 543 第 1 号のイ

自主点検表【居宅介護等】

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	研修1級課程修了者の占める割合が100分の50以上又は前年度若しくは算定日が属する月の前3月間における居宅介護のサービス提供時間のうち常勤の居宅介護従業者によるサービス提供時間の占める割合が100分の40以上であること。 ⑧ 当該事業所のすべてのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、旧介護職員基礎研修課程修了者若しくは居宅介護従業者養成研修1級課程修了者であること。 ⑨ 1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所においては、常勤のサービス提供責任者を2名以上配置していること。 ⑩ 前年度又は算定日が属する月の前3月間における利用者の総数のうち、障害支援区分が5以上である者、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為（たんの吸引、経管栄養等）を必要とする者並びに児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児及び児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額に関する基準（平成24年厚労告122）別表障害児通所給付費等単位数表第1の1の表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児（以下「重症心身障害児等」という。）の占める割合が100分の30以上であること。 (2) 特定事業所加算(Ⅱ) (1)の①～⑥までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、⑦又は⑧及び⑨のいずれかに適合すること。 (3) 特定事業所加算(Ⅲ) (1)の①～⑥まで及び⑩に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (4) 特定事業所加算(Ⅳ) ① (1)の②～⑥までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ② 指定居宅介護事業所の全てのサービス提供責任者に対し、サービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。 ③ 指定障害福祉サービス基準第5条第2項の規定により配置することとされている常勤のサービス提供責任者が2人以下の指定居宅介護事業所であって、同項の規定により配置することとされているサービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、同項に規定する基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置していること。 ④ 前年度又は算定日が属する月の前3月間における利用者（障害児を除く。）の総数のうち障害支援区分4以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者及び重症心身障害児等の占める割合が100分の50以上であること。 ※ (1)①関係 「居宅介護従業者ごとに研修計画の作成」又は「サービス提供責任者ごとに研修計画を作成」については、当該事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研		平18厚労告543第1号のロ 平18厚労告543第1号のハ 平18厚労告543第1号のニ 報酬留意事項通知第2の2の(1)の⑭(一)ア

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、居宅介護従業者又はサービス提供責任者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定してください。 ※ (1)②関係 この場合の「会議」とは、サービス提供責任者が主宰し、登録ヘルパーも含めて、当該事業所においてサービス提供に当たる居宅介護従業者のすべてが参加するものでなければなりません。 また、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、サービス提供責任者ごとにいくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えありません。なお、利用者に対して、原則として土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して時間帯を問わずにサービス提供を行っている事業所においては、サービス提供者が従業者一人ひとりと個別に、又は数人ごとに開催する方法により開催することで差し支えありません。会議の開催状況については、その概要を記録しなければなりません。 なお、「定期的」とは、概ね1月に1回以上開催されている必要があります。 ●会議は、テレビ電話装置等を活用して行ってもかまいません。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行ってください。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守してください。 ※ (1)③関係 「当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければなりません。 ・ 利用者のADLや意欲 ・ 利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望 ・ 家族を含む環境 ・ 前回のサービス提供時の状況 ・ その他サービス提供に当たって必要な事項 「前回のサービス提供時の状況」を除く事項については変更があった場合に記載することで足りるものとし、1日のうち、同一の居宅介護従業者が同一の利用者に複数回訪問する場合であって、利用者の体調の急変等、特段の事情がないときは、当該利用者に係る文書等の指示及びサービス提供後の報告を省略することも差し支えありません。 サービス提供責任者が事業所に不在時のサービス提供に係る文書等による指示及びサービス提供後の報告については、サービス提供責任者が事前に一括指示を行い、適宜事後に報告を受けることも差し支えありません。この場合、前回のサービス提供時の状況等については、居宅介護従業者の間で引継ぎを行う等、適切な対応を図るとともに、利用者の体調の急変等の際の対応のためサービス提供責任者との連絡体制を適切に確保してください。 「文書等の確実な方法」とは、直接面接しながら文書を手交する方法のほか、FAX、メール等によることも可能です。また、利用者に対して、原則として土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して時間帯を問わずにサービス提供を行っている事業所においては、サービス提供者		報酬留意事項通知 第2の2の(1)の⑭ (一)イ 報酬留意事項通知 第2の2の(1)の⑭ (一)ウ

自主点検表【居宅介護等】

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	の勤務時間内に対応可能な範囲での伝達で差し支えありません。 なお、居宅介護従業者から適宜受けるサービス提供終了後の報告内容について、サービス提供責任者は、文書にて記録を保存しなければなりません。 ※ (1)④関係 労働安全衛生法により定期に実施することが義務づけられた「常時使用する労働者」に該当しない居宅介護従業者も含めて、少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により実施しなければなりません。なお、年度途中から新規に事業を開始する場合においても、当該年度中に健康診断等が実施されることが計画されていることをもって足りるものとします。 また、新たに、加算を算定しようとする場合にあっては、少なくとも1年以内に当該健康診断等が実施されることが計画されていることをもって足りるものとします。 ※ (1)⑤関係 「明示」については、当該事業所における緊急時等の対応方針、緊急時の連絡先及び対応可能時間等を記載した文書を利用者に交付し、説明を行うものとします。なお、交付すべき文書については、重要事項説明書等に当該内容を明記することをもって足りるものとします。 ※ (1)⑥関係 「熟練した居宅介護従業者の同行による研修」については、サービス提供責任者又はサービス提供責任者と同等と認められる居宅介護従業者（当該利用者の障害特性を理解し、適切な介護を提供できる者であり、かつ、当該利用者へのサービスについて利用者から十分な評価がある居宅介護従業者）が、新規に採用した従業者に対し、適切な指導を行うものとします。 ※ (1)⑦関係 前年度(3月を除く)又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、常勤換算方法により算出した数を用いて算出してください。 なお、介護福祉士、実務者研修修了者又は旧介護職員基礎研修課程修了者若しくは居宅介護従業者養成研修1級課程修了者とは、各月の前月の末日時点で資格を取得している又は研修の課程を修了している者としてします。 また、「常勤の居宅介護従業者」とは、サービス提供時間に含まれるすべての常勤の居宅介護従業者が対象となります。 なお、常勤の居宅介護従業者とは、事業所で定めた勤務時間のすべてを勤務している居宅介護従業者をいいます。 前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、前年度の実績による加算の届出はできません。 前3月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければなりません。 また、その割合については、毎月ごとに記録するものとし、所定の割合を下回った場合につい		報酬留意事項通知第2の2の(1)の⑭(一)エ 報酬留意事項通知第2の2の(1)の⑭(一)オ 報酬留意事項通知第2の2の(1)の⑭(一)カ 報酬留意事項通知第2の2の(1)の⑭(二)ア、(四)

自主点検表【居宅介護等】

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	ては、直ちに体制届を提出しなければなりません。 ※ (1)⑧関係 「実務経験」は、サービス提供責任者としての従事期間ではなく、在宅や施設を問わず介護に関する業務に従事した期間をいうものであり、資格取得又は研修終了前の従事期間も含まれます。 ※ (1)⑩、(4)④関係 前年度（3月を除く）又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、利用実人員を用いて算出してください。 また、本要件に係る割合の計算において、喀痰吸引等を必要とする者及び重度障害児の人数を算入できる事業所は、社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づき、自らの事業又はその一環として喀痰吸引等の業務を行うための登録を受けているものに限られます。 前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、前年度の実績による加算の届出はできません。 前3月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近3月間の利用者の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければなりません。 また、その割合については、毎月ごとに記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに体制届を提出しなければなりません。 ※ 経過措置 令和6年3月31日において特定事業所加算Ⅰ、Ⅲ又はⅣの適用を受けている事業所に係る特定事業所加算Ⅰ、Ⅲ又はⅣの適用については、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができます。		報酬留意事項通知第2の2の(1)の⑭(二)イ 報酬留意事項通知第2の2の(1)の⑭(三)、(四) 報酬留意事項通知第2の2の(1)の⑭(五)
11 緊急時対応加算	(1) 利用者又はその家族等からの要請に基づき、サービス提供責任者が居宅介護計画の変更を行い、当該事業所の居宅介護従業者が当該利用者の居宅介護計画において計画的に訪問することとなっていない居宅介護を緊急に行った場合は、1月につき2回を限度として、1回につき100単位を加算していますか。 ※ 「緊急に行った場合」とは、居宅介護計画に位置づけられていない居宅介護（身体介護が中心である場合及び通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合に限り、）を、利用者又はその家族等から要請を受けてから24時間以内に行った場合をいいます。 ※ 当該加算は、1回の要請につき1回を限度として算定できるものとします。 ※ 当該加算の対象となる居宅介護の所要時間については、20分未満であっても、30分未満の身体介護中心型の所定単位数の算定及び当該加算の算定は可能です。 当該加算の対象となる居宅介護と当該居宅介護の前後に行われた居宅介護の間隔が2時間未満であった場合であっても、それぞれの所要時間に応じた所定単位数を算定する（所要時間を合算する必要はありません。）ものとします。 ※ 要請のあった時間、要請の内容、当該居宅介護の提供時刻及び緊急時対応加算の算定対象である	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし	平18厚労告523別表第1の1の注14 報酬留意事項通知第2の2の(1)の⑯

自主点検表【居宅介護等】

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	旨等を記録してください。 (2) (1)の加算が算定されている事業所等が、地域生活支援拠点等位置付けられていること並びに市町村及び法第77条第3項第1号に規定する関係機関との連携及び調整に従事する者を1名以上配置していることを市長に届け出た場合に、更に1回につき所定単位数に50単位を加算していますか。 ※ なお、市町村が当該事業所を地域生活支援拠点等として位置付けるに当たっては、地域生活支援拠点等の整備主体である市町村と事業所とで事前に協議し、当該事業所から市町村に対して地域生活支援拠点等の機能を担う届出等を提出した後に、市町村から事業者に対して地域生活支援拠点等の機能を担うことを通知等により確認するとともに、市町村及び事業者は、協議会（法第89条の3第1項に規定する協議会をいう。以下同じ。）等の協議の場で共有するなど、地域生活支援拠点等に位置付けられたことを積極的に周知してください。さらに、連携担当者は、緊急時の対応における連携のみではなく、平時から地域生活支援拠点等のコーディネート機能を担う相談支援事業所等の拠点関係機関との情報連携に努めることとし、行政機関や拠点コーディネーターとの日常的な情報連携や地域における地域生活支援拠点等に係る会議体や協議会へ積極的に参画してください。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし	平18厚労告523別表第1の1の注15
12 情報公表対象情報未報告減算	法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。 ※ 報告を行っていない事実が生じた場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から報告を行っていない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算します。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし	平18厚労告523別表第1の1の注16 酬留意事項通知第2の1の(12)
13 業務継続計画未策定減算	第2-4の21(1)の基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。 ※ 業務継続計画の策定及び当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない事実が生じた場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から基準を満たさない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位から減算します。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし	平18厚労告523別表第1の1の注17 酬留意事項通知第2の1の(13)
14 身体拘束廃止未実施減算	第2-4の30(2)～(5)の基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位を所定単位数から減算していますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし	平18厚労告523別表第1の1の注18

自主点検表【居宅介護等】

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	※ 次の①から④に掲げる場合のいずれかに該当する事実が生じた場合であって、速やかに改善計画を市長に提出した後、事実が生じた月から 3 月後に改善計画に基づく改善状況を市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとします。これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、障害福祉サービス事業所等は、身体拘束等の廃止を図るよう努めてください。なお、「事実が生じた」とは、運営基準を満たしていない状況が確認されたことを指すものです。 ① 障害福祉サービス基準又は障害者支援施設基準の規定に基づき求められる身体拘束等に係る記録が行われていない場合。なお、施設等において身体拘束等が行われていた場合ではなく、記録が行われていない場合である点なく、記録が行われていない場合である点、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性、一時性の 3 つの要件全てを満たし、かつ、組織としてそれらの要件の確認等の手続きを行った旨を記録しなければならない点に留意すること。 ② 指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定に基づき求められる身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない場合、具体的には、1 年に 1 回以上開催していない場合。なお、当該委員会については、事業所単位でなく、法人単位で設置・開催することを可能としている。また、虐待の防止のためや虐待防止委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営すること（虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。）をもって、当該委員会を開催しているとみなして差し支えない。 また、委員会はテレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。）を活用して行うことができるものとする。ただし、障害のある者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。 ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合。 ④ 身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施していない場合。具体的には、研修を 1 年に 1 回以上実施していない場合。		報酬留意事項通知第 2 の 1 の(14)

自主点検表【居宅介護等】

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
15 虐待防止措置未実施減算	虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていない場合に、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。 (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図ること。 (2) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 (3) (1) 及び (2) の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 ※ 当該減算については、次の①から③までに掲げる場合のいずれかに該当する事実が生じた場合であって、速やかに改善計画を市長に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとします。これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害福祉サービス事業所等は、虐待の防止を図らなければならないものとします。なお、「事実が生じた」とは、運営基準を満たしていない状況が確認されたことを指すものです。 ① 障害福祉サービス基準又は障害者支援施設基準の規定に基づき求められる虐待防止委員会を定期的開催していない場合。具体的には、1年に1回以上開催していない場合とする。 なお、当該委員会については、事業所単位でなく、法人単位で設置・開催することを可能としている。また、身体拘束適正化検討委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、身体拘束適正化検討委員会と一体的に設置・運営すること(虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。)をもって、当該委員会を開催しているとみなして差し支えない。 また、委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害のある者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。 ② 虐待の防止のための研修を定期的実施していない場合。具体的には、研修を1年に1回以上実施していない場合とする。 ③ 虐待防止措置(虐待防止委員会の開催及び虐待の防止のための研修の実施)を適切に実施するための担当者を配置していない場合	☐はい ☐いいえ ☐該当なし	平18厚労告523別表第1の2の注19 酬留意事項通知第2の1の(15)
16 他のサービスを受けている場合	利用者が居宅介護等以外の障害福祉サービスを受けている間(共同生活援助利用者のうち一部例外※を除く。)、又は障害児通所支援若しくは障害児入所支援を受けている間は、居宅介護等のサービスを算定していませんか。 ※ 共同生活援助利用者のうち、区分4以上に該当するものが、共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合を除く。(令和9年3月31日までの間)	☐はい ☐いいえ ☐該当なし	平18厚労告523別表第1の1の注20

自主点検表【居宅介護等】

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
17 初回加算	新規に居宅介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の居宅介護を行った日の属する月に居宅介護を行った場合又は居宅介護従業者が初回若しくは初回の居宅介護を行った日の属する月に居宅介護を行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算していますか。 ※ 本加算は、利用者が過去2月に、当該居宅介護事業所から居宅介護の提供を受けていない場合に算定されるものです。 ※ サービス提供責任者が、居宅介護に同行した場合については、同行訪問した旨を記録してください。また、この場合においてサービス提供責任者は、居宅介護に要する時間を通じて滞在することは必ずしも必要ではなく、利用者の状況等を確認した上で、途中で現場を離れた場合であっても、算定は可能です。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし	平18厚労告523別表第1の2の注 報酬留意事項通知第2の2の(1)の⑰
18 利用者負担上限額管理加算	事業所が利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月に所定単位数を算定していますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし	平18厚労告523別表第1の3の注
19 喀痰吸引等支援体制加算	喀痰吸引等が必要な者に対して、登録特定行為事業者の認定特定行為業務従事者が喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算していますか。 ※ 特定事業所加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定できません。 ※ たん吸引等の実施に当たっては、「第2-4の19」を参照してください。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし	平18厚労告523別表第1の4の注
20 福祉専門職員等連携加算	サービス提供責任者がサービス事業所、指定障害者支援施設等に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を社会福祉士等と共同で行い、かつ、居宅介護計画を作成した場合であって社会福祉士等と連携して居宅介護計画に基づく指定居宅介護等を行ったときは、初回の指定居宅介護等が行われた日から起算して90日の間3回を限度として、1回につき所定単位数を加算していますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし	平18厚労告523別表第1の4の2注

自主点検表【居宅介護等】

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	※1 「利用者の心身の状況等の評価を当該社会福祉士等と共同して行い、かつ、居宅介護計画を作成した場合」とは、サービス提供責任者が当該利用者に関わったサービス事業所、指定障害者支援施設等又は医療機関等の社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、理学療法士、公認心理師、作業療法士、言語聴覚士、看護師、保健師等の国家資格を有する者（以下「社会福祉士等」という。）との連携に基づき、利用者の日常生活において介助等を必要とする行為について、居宅介護従業者が当該行為を可能な限り、より適切に行うことができるよう、利用者が有する能力、現在の状況、その改善及び維持の可能性の評価等（以下「アセスメント」という。）を勘案した上で居宅介護従業者が提供する指定居宅介護等の内容を定めた居宅介護計画を作成した場合をいいます。 ※2 社会福祉士等は、利用者の同意を得た上で、居宅介護計画が利用者の障害特性及び、社会福祉士等が既に把握している利用者個人の状態や状況に応じたより適切な計画となるように、サービス提供責任者に対して詳細な情報提供を行ってください。 ※3 社会福祉士等は、※1の「アセスメント」及び※2の当該利用者の特性に関する情報を踏まえて、サービス提供責任者に具体的な助言を行い、居宅介護計画の作成に協力してください。 ※4 本加算は、社会福祉士等が居宅介護事業所のサービス提供責任者と同時時間帯に訪問する初回の日から起算して90日以内で上限3回まで、当該居宅介護計画に基づき支援した回数に応じて所定単位数を加算します。 ※5 指定居宅介護事業所等からサービス事業所、指定障害者支援施設等、医療機関等への支払いは、個々の契約に基づくものとします。		報酬留意事項通知 第2の2の(1)の⑨
21 福祉・介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ	別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定居宅介護事業所等が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しません。 イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 1から20までにより算定した単位数の1000分の417に相当する単位数 ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 1から20までにより算定した単位数の1000分の402に相当する単位数 ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 1から20までにより算定した単位数の1000分の347に相当する単位数 ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 1から20までにより算定した単位数の1000分の273に相当する単位数	☐加算Ⅰ ☐加算Ⅱ ☐加算Ⅲ ☐加算Ⅳ ☐いいえ ☐該当なし	平18厚労告523別表第1の5注1

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	※ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の内容については、「福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和7年3月7日付け障発0307第1号、こ支障第86号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、こども家庭庁支援局障害児支援課長通知）を参照してください。 ※ こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準 イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 福祉・介護職員その他の職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。)が、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 (一) 当該指定居宅介護事業所等(介護給付費等単位数表第1の1の注9の2に規定する指定居宅介護事業所等をいう。以下同じ。)が仮に福祉・介護職員等処遇改善加算(IV)を算定した場合に算定することが見込まれる額の二分の一以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。 (二) 当該指定居宅介護事業所等において、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を保有する者、心理指導担当職員(公認心理師を含む。)、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者であって、経験及び技能を有する障害福祉人材と認められるもののうち一人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。 (2) 当該指定居宅介護事業所等において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該指定居宅介護事業所等の職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。))及び同法第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。))にあっては指定都市又は中核市の市長とし、基準該当サービスの場合にあっては登録先である市町村の市町村長とする。以下同じ。)に届け出ていること。 (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該指定居宅介護事		平18厚労告543 報酬留意事項通知 第2の2の(1)の㊹

自主点検表【居宅介護等】

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	業所等の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。 (4) 当該指定居宅介護事業所等において、事業年度ごとに当該指定居宅介護事業所等の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。 (5) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。 (6) 当該指定居宅介護事業所等において、労働保険料(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第10条第2項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。)の納付が適正に行われていること。 (7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (一) 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 (二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。 (三) 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 (四) (三)について、全ての福祉・介護職員に周知していること。 (五) 福祉・介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。 (六) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。 (8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する当該指定居宅介護事業所等の職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該指定居宅介護事業所等の職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。 (9) (8)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。 (10) 居宅介護サービス費における特定事業所加算(Ⅰ)から(Ⅳ)までのいずれかを届け出ていること。 ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) イの(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) イの(1)の(一)及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。		

自主点検表【居宅介護等】

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) イの(1)の(一)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。		

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
第5—3 重度訪問介護サービス費			
1 重度訪問介護サービス費	(1) 障害支援区分4以上に該当し、次の①又は②のいずれかに該当する利用者に対して、重度訪問介護従業者、共生型重度訪問介護従事者が、居宅又は外出時において重度訪問介護（居宅における入浴、排せつ又は食事の介護等及び外出時における移動中の介護を総合的に行うもの）を行った場合に、所定単位数を算定していますか。 ① 2肢以上に麻痺等がある者であって、認定調査票における調査項目のうち、「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれかが「支援が不要」以外に認定されているもの ●「排尿」「排便」については、「見守り等の支援が必要」は除く。 ② 行動関連項目合計点数（第543号告示第4号に規定する行動関連項目合計点数をいう。）に掲げる行動関連項目の合計点数が10点以上である者 ※ 同一の事業者が重度訪問介護に加えて、身体介護及び家事援助等の居宅介護サービス費を算定することはできません。 ただし、当該者にサービスを提供している事業所が利用者の希望する時間帯にサービスを提供することが困難である場合であって、他の事業者が身体介護等を提供する場合にあっては、この限りではありません。 ※ 外出時において、行動援護サービスを利用する場合の方が適している場合にあっては、重度訪問介護に加えて、行動援護サービス費を算定することは差し支えありません。	☐ はい ☐ いいえ	平18厚労告523別表第2の1の注1 報酬留意事項通知第2の2の(2)の②
	(2) 病院、診療所もしくは助産所又は介護老人保健施設もしくは介護医療院に入院又は入所している障害者のうち、(1)の①又は②に掲げる者であって、区分4以上に該当し、かつ、病院等へ入院又は入所をする前から重度訪問介護を受けていた利用者に対して、当該利用者との意思疎通を図ることができる重度訪問介護従業者が、当該病院等と連携し、病院等において指定重度訪問介護等を行った場合に、入院又は入所をした病院等において利用を開始した日から起算して、90日以内の期間に限り、所定単位数を算定していますか。ただし、90日を超えた期間に行われた場合であっても、入院又は入所をしている間引き続き支援することが必要であると市町村が認めた利用者に対しては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の80に相当する単位数を算定できます。 ※ 入院又は入所中には、療養給付や介護給付等の他法給付が行われることから、重度訪問介護により提供する支援は、利用者が病院等の職員と意思疎通を図る上で必要な支援等を基本とします。 ※ 意思疎通の支援の一環として、例えば適切な体位変換の方法を病院等の職員と一緒に直接支援を行うことも想定されます。 ※ 入院又は入所中の重度訪問介護の提供に当たっては、病院等との連携のもとに行うことを算定要件としており、具体的にどのような支援を行うかについて、個々の利用者の症状に応じて、病院等で提供される治療等に影響がないように病院等の職員と十分に調整した上で行う必要があります。 ※ 他法給付と重複しない物に限り、病院等からの外出支援についても重度訪問介護を利用できるこ	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし	平18厚労告523別表第2の1の注2の2 報酬留意事項通知第2の2の(2)の②

自主点検表【居宅介護等】

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	とに留意してください。		
	(3) 重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要する者に対する重度訪問介護については、次の者が行っていますか。 ① (1)の②に規定する者については、行動障害に専門性を有する行動援護事業者等によるアセスメントや環境調整などを行った上で、重度訪問介護を行った場合に所定単位数が算定できるものであること。 ② 従業者については、専門性を確保するため、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程（指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第538号。以下「居宅介護従業者基準」という）の別表第5に定める内容以上の研修課程をいう）、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）（居宅介護従業者基準別表第五に定める内容以上のものをいう）、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）又は行動援護従業者養成研修（居宅介護従業者基準別表第八に定める内容以上の研修課程をいう）を修了していることが望ましいです。 ③ 重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程及び強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）は、アセスメントを理解してサービスを提供する上で必要な研修と位置づけているところであり、アセスメントを行う側の研修ではないことから、これらの研修のみを修了した者については、アに定める「行動障害に専門性を有する行動援護事業者等によるアセスメントや環境調整を行う者」としては望ましくありません。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし	報酬留意事項通知 第2の2の(2)の③
	(4) 1日に複数回の重度訪問介護を行う場合には1日分の所要時間を通算して算定していますか。 ※ この場合の1日とは、0時から24時までをいうものであり、翌日の0時以降のサービス提供分については、所要時間1時間から改めて通算して算定します。また、1日の範囲内に複数の事業者が重度訪問介護を行う場合には、それぞれの事業者ごとに1日分の所要時間を通算して算定します。 ※ 利用者のキャンセルなどにより、1事業者における1日の利用が3時間未満の場合についても請求を行うことは可能です。なお、「所要時間1時間未満の場合」で算定する場合の所要時間は、概ね40分以上とします。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし	報酬留意事項通知 第2の2の(2)の④ 報酬留意事項通知 第2の2の(2)の⑪
2 重度の障害者に対する加算	(1) 重度障害者等包括支援の支給対象者（障害支援区分6に該当し意思疎通を図ることに著しい障害がある者であって、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者又は最重度の知的障害者）に、重度訪問介護を行った場合に、所定単位数の100分の15に相当する単位数を加算していますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし	平18厚労告523別表第2の1の注5
	(2) 障害支援区分6に該当する者に、重度訪問介護を行った場合に、所定単位数の100分の8.5に相当する単位数を加算していますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし	平18厚労告523別表第2の1の注6

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
3 2人の重度訪問介護従事者によるサービス	(1) 区分6の利用者にサービスを提供する新任従業者に、当該利用者への支援に熟練した従業者が同行した場合、それぞれの従業者が行うサービスにつき、所要時間 120 時間以内に限り、所定単位数の 100 分の 90 を算定していますか。 ※利用者の支援に熟練した従業者の同行が必要であると認められる場合のうち、第546号告示第2号イについては、区分6の利用者に対する支援が、新任従業者（利用者への支援が1年未満となることが見込まれる者及び採用からおよそ6ヶ月を経過した従業者は除く。）であるために、意思疎通や適切な体位変換などの必要なサービス提供が十分に受けられないことがないように、当該利用者への支援に熟練した従業者が同行してサービス提供を行うことについて、市が認める場合を指します。 当該算定に係る考え方は以下のとおりです。 ア 区分6の利用者に対し、重度訪問介護を提供した新任従業者ごとに、120時間以内に限り、所定単位数を算定する。ただし、原則、1人の区分6の利用者につき、年間で3人の従業者について、算定できるものとする。ただし、地域の重度訪問介護従業者の従事状況等の事情により、市が認めた場合には、3人を超えて算定できるものとする。 イ 熟練従業者が複数の新任従業者に同行した場合の時間に制限はない。 ウ 熟練従業者が同行して支援を行うことの必要性や、当該期間については、利用者の状態像や新任従業者の経験等を踏まえて判断するもの。 エ 新任従業者が複数の区分6の利用者に支援を行う場合、当該利用者に行う同行支援の合計時間が 120 時間を超えることは認められない。 ※2人の重度訪問介護従業者による重度訪問介護について、それぞれの重度訪問介護従業者が行う重度訪問介護について所定単位数が算定される「指定重度訪問介護事業所等に勤務する熟練した重度訪問介護従業者の同行が必要であると認められる場合」のうち、第546号告示第2号ロについては、当該重度訪問介護事業所において重度障害者等包括支援の対象となる支援の度合にある者への支援に初めて従事する従業者(利用者への支援が1年未満となることが見込まれる者は除く。)が支援を行うために、専門的な支援技術を必要とする利用者に対し、意思疎通や適切な体位交換などの必要なサービス提供が十分に受けられないことがないよう、当該利用者への支援に熟練した重度訪問介護従業者が同行してサービス提供を行うことについて、市町村が認める場合を指します。 当該算定に係る考え方は以下のとおりです。 ア 重度障害者等包括支援の対象となる支援の度合にある者に対し、初めて重度訪問介護を提供した従業者ごとに、120 時間以内に限り、所要単位数を算定する。原則として、1 人の重度障	☐はい ☐いいえ ☐該当なし	平18厚労告523別表第2の1の注7 報酬留意事項通知第2の2の(2)の⑥

自主点検表【居宅介護等】

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	害者等包括支援の対象となる支援の度合にある者につき、年間で3人の従業者について算定できるものとする。ただし、地域の重度訪問介護従業者の従事状況等の事情により、市町村が認めた場合には、3人を超えて算定できることとする。 イ 熟練従業者が複数の従業者に同行した場合の時間に制限はない。 ウ 熟練従業者が同行して支援を行うことの必要性や、当該期間については、利用者の状態像や従業者の経験等を踏まえて判断されるものである。 エ 従業者が複数の重度障害者等包括支援の対象となる支援の度合にある者に支援を行う場合、当該利用者に行う同行支援の合計時間が120 時間を超えることは認められない。		
4 移動介護加算	(1) 利用者に対して、外出時における移動中の介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、重度訪問介護計画に位置付けられた所要時間に応じて、所定単位数を加算していますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし	平18厚労告523別表第2の2の注1
	(2) 同時に2人の従業者により移動中の介護を行った場合は、それぞれ所定単位数を加算していますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし	平18厚労告523別表第2の2の注2
5 移動介護緊急時支援加算	利用者を自らの運転する車両に乗車させて走行する場合であって、外出時における移動中の介護を行う一環として、当該利用者からの要請等に基づき、当該車両を駐停車して、喀痰吸引、体位交換その他の必要な支援を緊急に行った場合にあっては、利用者1人に対し、1日につき所定単位数を加算していますか。 ※本加算は、重度訪問介護従業者が利用者を自らの運転する車両に乗車させて走行させる場合であって、当該車両を駐停車して、必要な支援を緊急に行った場合のものであり、所定単位数を算定するに当たっては、道路運送法等他の法令等に留意してください。 ※「その他の必要な支援」とは、常時介護を要する者の障害の特性に起因して生じうる緊急の支援であり、例えば、重度の知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者に対する制御的対応などをいいます。 ※一日に複数の事業者が同一利用者に対して、移動介護緊急時支援加算を算定する場合は、事業者がそれぞれ所定単位数を算定してください。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし	平18厚労告523別表第2の2の2の注 報酬留意事項通知第2の2の(2)の⑫
6 行動障害支援連携加算	利用者に対して、サービス提供責任者が、サービス事業所又は指定障害者支援施設等の従業者であって支援計画シート及び支援手順書を作成した者に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該作成者と共同で行い、かつ、重度訪問介護計画を作成した場合であって、当該作成者と連携し、当該重度訪問介護計画に基づくサービスを行ったときは、初回のサービスが行われた日から起算して30日の間、1回を限度として、所定単位数を加算していますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし	平18厚労告523別表第2の5の2

自主点検表【居宅介護等】

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	※本加算については、「支援計画シート」及び「支援手順書 兼 記録用紙」を作成した者における事業所のサービス提供責任者に対する費用の支払いを評価しているものであることから、作成者と事業所のサービス提供責任者が同一人の場合は、加算は算定できません。なお、同一事業者であっても、作成者と事業所のサービス提供責任者が同一人でない場合は、加算は算定できるものとなります。		報酬留意事項通知第2の2の(2)の⑮
7 入院時支援 連携加算	医療法第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所に入院する前から指定重度訪問介護等を受けていた利用者が当該病院又は診療所に入院するに当たり、指定重度訪問介護事業所等の職員が当該病院又は診療所を訪問し、当該利用者に係る必要な情報の提供及び当該病院又は診療所と当該指定重度訪問介護事業所等が連携して入院時の支援を行うために必要な調整を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算していますか。 ※重度訪問介護事業所において、事前に、当該利用者の障害等の状況、入院中の支援における留意点、特別なコミュニケーション支援の必要性及びその理由、重度訪問介護従業者による支援内容等を記載した入院時情報提供書を作成し、重度訪問介護事業所の職員が当該病院又は診療所を訪問した際、この入院時情報提供書により入院前の事前調整を行ってください。なお、この入院時情報提供書については、当該利用者の支援に関わる計画相談支援事業所や複数の重度訪問介護事業所が共同して作成することや、これらの事業所の一つが代表して作成することも可能です。また、この入院時情報提供書については、当該利用者及び家族の同意の上、病院又は診療所に提供してください。 ※入院前の事前調整においては、当該利用者の障害の状態や介助方法（体位変換、食事、排泄等）、障害特性を踏まえた病室等の環境調整（ベッド等の配置など）、入院中の生活や退院後の生活の希望などを情報提供するとともに、重度訪問介護従業者による支援に関する具体的な内容及び当該支援の留意点を確認してください。 ※当該利用者が入院前から複数の重度訪問介護事業者の従業者から支援を受けており、入院中も引き続き、複数の重度訪問介護事業者の従業者が当該利用者に重度訪問介護を提供する場合で、かつ、利用者の支援にあたる複数の重度訪問介護事業所の職員が入院前の事前調整に参加した場合は、この入院前の事前調整に参加した重度訪問介護事業所ごとに、当該加算を算定してください。 ※入院前の事前調整には、できる限り、当該利用者やその家族も同席できるように配慮してください。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし	平18厚労告523別表第2の5の3 報酬留意事項通知第2の2の(2)の⑯

自主点検表【居宅介護等】

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
8 その他加算等	その他の加算等については、「第4－1 居宅介護サービス費」を準用し、該当する加算等について、点検してください。		

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
第5—4 同行援護サービス費			
1 同行援護サービス費	(1) こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準（平 18 厚労告 543・第 8 号）を満たしている利用者に対して、同行援護（外出時において、当該利用者に同行し、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者の外出時に必要な援助）を行った場合に、所定単位数を算定していますか。 ※1 日に同行援護を複数回算定する場合にあっては、概ね 2 時間以上の間隔をあげなければなりません。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし	平 18 厚労告 523 別表第3の1の注 1 報酬留意事項通知第 2 の 2 の(3)の⑦
	(2) 次のいずれかに該当する者がサービスを行った場合にあっては、所定単位数に代えて、100 分の 90 に相当する単位数を算定していますか。 ①令和 3 年 3 月 31 日において、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業に従事し、視覚障害及び聴覚障害を有する障害者等に対して支援を行った経験を有する者で、令和 6 年 3 月 31 日において同行援護の事業を行う事業所の従業員であった者 ②基礎研修課程修了者等であって、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する直接処遇に 1 年以上従事した経験を有する者	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし	平 18 厚労告 523 別表第3の1の注 3 報酬留意事項通知第 2 の 2 の(3)の③
	(3) 盲ろう者向け通訳・介助員（地域生活支援事業における盲ろう者向け通訳・介護員養成研修事業による研修の修了者等であって、盲ろう者の支援に従事する者）が、盲ろう者（聴覚障害 6 級に該当する者）に対してサービスを行った場合に 100 分の 25 に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。 ※盲ろう者向け通訳・介助員が同行援護従業者養成研修（一般課程）を修了していない場合は、本加算と上記(2)①の減算を併せて算定してください。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし	平 18 厚労告 523 別表第3の1の注 4 報酬留意事項通知第 2 の 2 の(3)の④
	(4) 区分 3（障害児にあっては、これに相当する支援の度合）に該当する利用者につき、サービスを行った場合に、100 分の 20 に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし	平 18 厚労告 523 別表第3の1の注 4 の 2
	(5) 区分 4 以上（障害児にあっては、これに相当する支援の度合）に該当する利用者につき、サービスを行った場合に、100 分の 40 に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし	平 18 厚労告 523 別表第3の1の注 4 の 3
2 その他加算等	その他の加算等については、「第 4—1 居宅介護サービス費」を準用し、該当する加算等について、点検してください。		

自主点検表【居宅介護等】

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	※ 特定事業所加算の取扱いについて 第543告示の第9号イ(6)の「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者（平成18年厚生労働省告示第548号）第9号に規定する者であって、視覚障害及び聴覚障害が重複している障害者等に対して法第78条第1項に規定する特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を養成する事業に参加し、都道府県知事から視覚障害及び聴覚障害が重複している障害者等への支援に必要な知識及び技術を有する者と認める旨の証明書の交付を受けたものの占める割合」については、報酬留意事項通知第2の2の(3)の③の(四)に該当する者は含みません。また、第543号告示第9号イ(9)の障害支援区分5以上である者又は同号ニ(4)の障害支援区分4以上である者、喀痰吸引等を必要とする者の割合については、前年度(3月を除く。)又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、利用実人員を用いて算定するものとする。本要件に係る割合の計算において、喀痰吸引等を必要とする者を算入できる事業所は、社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づき、自らの事業又はその一環として喀痰吸引等の業務を行うための登録を受けているものに限られます。なお、その他の規定については、報酬留意事項通知第2の2の(1)の⑭（三を除く。）の規定を準用します。		報酬留意事項通知第2の2の(3)の⑨
第5—5 行動援護サービス費			
1 行動援護サービス費	(1) 次のいずれにも該当する利用者に対して、行動援護（当該利用者が居宅内や外出時における危険を伴う行動を予防又は回避するために必要な援護等）を行った場合に、所定単位数を算定していますか。 ① 障害支援区分3以上に該当していること。 ② 行動関連項目合計点数が10点以上（障害児にあってはこれに相当する支援の度合）である者。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし	平18厚労告523別表第4の1の注1
	(2) サービスの提供に当たって、支援計画シート等が作成されていない場合、100分の95に相当する単位数を算定していますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし	平18厚労告523別表第4の1の注2の2
	※ 行動援護は、知的障害又は精神障害により行動上著しい困難がある者に対して、居宅内や外出時における次のようなサービスを行うものです。 (1)予防的対応 ア 行動の予定がわからない等のため、不安定になったり、不安を紛らわせるために不適切な行動が出ないように、あらかじめ日常生活の行動の順番や、外出する場合の目的地、道順、目的地での行動などを、言葉以外のコミュニケーション手段も用いて説明し、落ち着いた行動がとれるように理解させること。 イ 視覚、聴覚等に与える影響が行動障害の引き金となる場合に、本人の視界に入らないよう工夫するなど、どんな条件のときに行動障害が起こるかを熟知したうえで環境調整を行う等の予		報酬留意事項通知第2の2の(4)②

自主点検表【居宅介護等】

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	防的対応等を行うことなど。 (2)制御的対応 ア 何らかの原因で本人が行動障害をを起こしてしまったときに本人や周囲の人の安全を確保しつつ行動障害を適切におさめること イ 危険であることを認識できないために突然飛び出してしまうといった不適切な行動、自分を傷つける行為を適切におさめること ウ 本人の意思や思い込みにより、突然動かなくなったり、特定のものに強いこだわりを示すなど極端な行動を引き起こす際の対応 (3)身体介護的対応 ア 便意の認識ができない者の介助や排便後の後始末等の対応 イ 食事を摂る場合の食事介助 ウ 入浴及び衣服の着脱介助など		
	※ 事前に利用者の行動特徴、日常的な生活パターン、感覚の過敏性等について情報収集し、援護に必要なコミュニケーションツールを用意するなど準備し、それらを活用して適切に支援を行うための支援計画シート等を作成するとともに、支援内容を記録用紙に記録する必要があります。		
	※ 支援計画シート等未作成減算については、行動障害を有する者への支援について、関係者間で必要な情報を共有し、一貫性のある支援を行うために、支援計画シート等を作成することが重要であることに鑑み、支援計画シート等の作成が適切に行われていない場合に、介護給付費を減算することとしています。 具体的には、次のいずれかに該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで、次のいずれかに該当する利用者につき減算するものです。 ア サービス提供責任者等による指揮の下、支援計画シート等が作成されていないこと。 イ 支援計画シート等の作成に係る一連の業務が適切に行われていないこと。		報酬留意事項通知第2の2の(4)⑤(二)(三)
	(3) 行動援護サービス費は、1日1回のみの算定となっていますか。	☐はい ☐いいえ	平18厚労告523別表第4の1の注5
2 その他加算等	その他の加算等については、「第4-1 居宅介護サービス費」を準用し、該当する加算等について、点検してください。 ※ 特定事業所加算の取扱いについて (一) 医療・教育等の関係機関との連携 ア 告示第543号第13号イ(2)の(三)について、サービス提供責任者が行動援護計画、支援計画シート及び支援手順書（以下「行動援護計画等」という。）の作成及び利用者に対する交付にあたっては、あらかじめ当該利用者又は家族等の同意を得て、病院、企業、保育所、幼稚園、小学		報酬留意事項通知第2の2の(4)⑦

自主点検表【居宅介護等】

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	校、特別支援学校等の関係機関の職員と連絡調整を行い、支援に必要な利用者に関する情報の提供を受けた上で行ってください。なお、直接、関係機関への聞き取りが難しい場合は、家族や相談支援専門員等を通じて必要な情報の提供を受けてください。また、支援に必要な利用者の情報の提供を受けた場合には、相手や日時、その内容の要旨及び行動援護計画等に反映させるべき内容を記録してください。 イ 医療機関や教育機関等の関係機関と連携した支援を行うために、関係機関との日常的な連絡調整に努めてください。 ウ 利用者の状態や支援方法等を記録した文書を関係機関に提供する場合には、当該利用者又は家族の同意を得ることとしてください。 (二) 重度障害者対応要件 第543号告示第13号イ(9)の障害支援区分5 以上である者、同号ニ(4)の障害支援区分4以上である者、喀痰吸引等を必要とする者又は行動関連項目合計点数が18点以上である者の割合については、前年度(3月を除く。)又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、利用実人員を用いて算定するものとします。また、本要件に係る割合の計算において、喀痰吸引等を必要とする者を算入できる事業所は、社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づき、自らの事業又はその一環として喀痰吸引等の業務を行うための登録を受けているものに限られます。 (三) その他の規定については、報酬留意事項通知第2の2の(1)の⑭(三を除く。)の規定を準用してください。 (四) 令和6年3月31日において第543号告示第13号の適用を受けている事業所に係る同号の適用については、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができます。		

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
第6 その他			
1 変更の届出等	事業所の名称及び所在地その他下記の事項に変更があったとき、又は事業を再開したときは、10日以内にその旨を市長（市福祉部障害者福祉課）に届け出ていますか。 ① 事業所の名称及び所在地 ② 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③ 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該指定に関するものに限る。） ④ 事業所の平面図 ⑤ 事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴 ⑥ 運営規程 ⑦ 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項 ⑧ 役員の氏名、生年月日及び住所	☐ はい ☐ いいえ	法第46条第1項
2 業務管理体制の整備	(1) 業務管理体制を適切に整備し、次の関係行政機関に届け出ていますか。 ① 指定事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者・・・厚生労働大臣 ② 全ての指定事業所が1の指定都市の区域に所在する事業者・・・指定都市の長 ③ ①及び②以外の事業者・・・埼玉県知事 ※ 事業者が整備等する業務管理体制の内容は次のとおりです。 ア 事業所数20未満 ・整備届出事項：法令遵守責任者 ・届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等 イ 事業所数20以上100未満 ・整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規程 ・届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要 ウ 事業所数100以上 ・整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規程、業務執行監査の定期的実施 ・届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要、業務執行監査の方法の概要	☐ はい ☐ いいえ	法第51条の2第1項、第2項 施行規則第34条の27、28
	(2) 業務管理体制（法令等遵守）についての考え(方針)を定め、職員に周知していますか。	☐ はい ☐ いいえ	
	(3) 業務管理体制（法令等遵守）について、具体的な取組を行っていますか。	☐ はい ☐ いいえ	

自主点検表【居宅介護等】

自主点検項目	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	※ 行っている具体的な取組（例）の①から⑤を○で囲むとともに、⑤については、その内容を御記入ください。 ① 介護給付費の請求等のチェックを実施 ② 内部通報、事故報告に対応している ③ 業務管理体制（法令等遵守）についての研修を実施している ④ 法令遵守規程を整備している ⑤ その他（ ）		
	(4) 業務管理体制（法令等遵守）の取組について、評価・改善活動を行っていますか。	☐ はい ☐ いいえ	